

北海道議會時報

特集第1回臨時道議會

第13卷 第10号

昭和36年10月



北海道議會事務局

----- 第 10 号 目 次 -----

議 会 の 動 き

第 1 回臨時道議会	1
本 会 議	2
決 議 ・ 意 見 書	12
各 派 交 渉 会	16
常 任 委 員 会	16
特 別 委 員 会	30
総合開発調査特別委員会	
水害対策特別委員会	
請 願 ・ 陳 情	2

会 合

全国都道府県議会議長会	40
地方 6 団体地方財政確立対策協議会	40

9 月 の メ モ

表紙写真

— 函 館 山 —

北海道議会事務局撮影

議会の動き

提出者	提出件数	議決の状況	
		原案可決	計
知事	10	10	10
議員	5	5	5
合計	15	15	15

第1回臨時道議会

④ 今会期中の緊急質問
9月豪雨災害対策について

清水 議員(社)

- ① 7月24日夜半から26日にかけて発生した集中豪雨による災害対策のため開かれた第1回臨時道議会は9月12日招集され、同日開会、会期を9月15日まで4日間に決定の後、水害対策特別委員長より委員会における調査経過並びに結果について報告を聴取、このあと、清水議員(社)より、「9月豪雨災害対策について」緊急質問があり、ついで災害関連議案10件が上提され、知事より提案説明を聴取の後、これを水害対策特別委員会に付託、議案審査のため翌13日は休会した。
- ② 休会明け9月14日は議案10件、9月15日は意見案5件を可決の後、水害復旧対策調査の件を今議会をもつて調査終了とすることに決定して閉会した。
- ③ 提出案件の処理状況は次のとおり。

第1回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

同	9	昭和36年7月の集中豪雨による被害漁業者の緊急に必要とする資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件	同
同	10	昭和36年7月の集中豪雨による被害市町村の施設の復旧等の用に供する道有林野産物の譲渡の特例に関する条例案	同

議案

提出月日	番号	件名	議事経過
9.12	1	昭和36年度北海道歳入歳出追加予算	9.14 原案可決
同	2	昭和36年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同
同	3	昭和36年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	4	昭和36年度北海道夕張川二股発電事業会計追加更正予算	同
同	5	北海道起債に関する件	同
同	6	北海道起債議決変更の件	同
同	7	北海道起債議決変更の件	同
同	8	昭和36年7月の集中豪雨による被害中小企業者の復旧事業資金の融資保証に伴う中小企業信用保険法に基づく保険料の補給に関する予算外義務負担の件	同

議員から提出のあつた案件

意見案

提出月日	番号	件名	議事経過
9.14	1	気象観測施設の整備強化に関する要望意見書	9.15 原案可決
同	2	北海道における7月集中豪雨災害復旧対策に伴う地方財政措置要望意見書	同
9.15	3	北海道における治水事業の促進に関する要望意見書	同
同	4	北海道における治山事業の促進に関する要望意見書	同
同	5	農地及び農業用施設災害復旧補助金に関する要望意見書	同

本 会 議

水害対策特別委員長報告

○9月12日 午後2時53分、徳中議長、第1回臨時道議会の開会を宣し、引き続き開議、直ちに日程に入り、日程第1会議録署名議員の指定、諸般の報告、あらかじめ会議時間を延長の後、日程第2会期決定の件を議題に供し、会期は9月12日から15日まで4日間に決定、次に日程第3陳情第778号ないし第791号を議題に供し、本件は直ちに水害対策特別委員会に付託、次に日程第4昭和36年7月における水害復旧対策調査の件を議題に供し、川口水害対策特別委員長(自民)より、委員会における調査の経過並びに結果について報告、次に日程に追加して、清水議員(社)より、9月豪雨災害対策について緊急質問があり、知事より答弁、次に日程第5議案第1号ないし第10号を議題に供し、知事より提案説明を聴取して、午後4時25分休憩、午後5時15分再開、日程第5の議事を継続、本件は質疑の通告がなく直ちに水害対策特別委員会に付託し、次に付託案件審査のための休会について諮り、異議なく明9月13日は休会とすることに決定して、午後5時17分散会。

私は、水害対策特別委員会に付託されました昭和36年7月における水害復旧対策調査の件について、本委員会の調査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のとおり、去る7月24日から26日にかけて発生した集中豪雨は、その被害地域は実に20市135カ町村の広範な地域にわたり、死傷者及び行方不明者46人に加え、赤痢患者の発生53人、うち死亡2人という人的被害のほか、家屋被害37,198戸、田畑の被害97,922ヘクタール、さらに、土木被害に至つては3,302カ所に及び、その被害額は193億7千万に達する昭和7年災害以来の惨害をこうむるに至つたのでありますが、ときあたかも、第2回定例道議会開会中のことでもありましたので、7月26日、直ちに19人からなる水害対策特別委員会が設置され、すみやかにこれが復旧対策を樹立し、その推進をはかることと決したのであります。

委員会は、26日直ちに委員長及び副委員長の互選を行なうとともに、事態の緊急性にかんがみ、翌27日引き続き委員会を開き、被害状況及びその応急対策について、理事者より説明を聴取、応急措置を督励するとともに、被災地の現地調査及び国会並びに政府において措置されるべき立法対策、その他について、強力なる中央折衝を行ない、復旧

請 願・陳 情

第1回臨時道議会において各常任委員会及び特別委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請 願

文書表番号	件 名	請 願 者	付託委員会	審査の結果
500	常呂高等学校の道立移管及び通常課程設置の件	常呂町長 上杉 武雄	文教委員会	継続審査
501	栗山高等学校学級増設の件	栗山町長 沢崎松四郎	同	同
502	新得高等学校に通常課程設置の件	新得町長 平野 栄次	同	同

陳 情

文書表番号	件 名	陳 情 書	付託委員会	審査の結果
766	根室高等学校学級増設の件	根室市長 西村 久雄	文教委員会	継続審査
767	道立足寄高等学校学級増設の件	足寄町連合会 P T A 会長 湯浅 義雄	同	同

768	利尻高等学校を道立移管の件	利尻町長 佐野 清	同	同
769	道立美幌高等学校学級増設の件	美幌町長 山内 正雄	同	同
770	岩内高等学校学級増設の件	岩内町長 長浜金太郎	同	同
771	弟子屈高等学校に通常課程設置の件	弟子屈町長 今泉 秀雄	同	同
772	今金高等学校学級増設の件	今金町長 安部 義雄	同	同
773	厚岸町潮見高等学校通常課程設置の件	厚岸町長 岸田 利雄	同	同
774	札幌市に道立高等学校設置の件	札幌市長 原田 与作	同	同
775	道立穂別高等学校学級増設の件	穂別町長 中村 耕平	同	同
776	村立遠軽高等学校道立移管の件	遠軽町長 信太 隆治	同	同
777	岩見沢市道立工業高等学校設置の件	岩見沢市青年団 体連絡協議会 会長 高松 孝行	同	同
778	株式会社水島組茶良瀬炭鉱及び中の峰炭鉱の災害復旧に対し補助等要望の件	株式会社水島組 代表取締役 水島 丞助	水害対策	採択
779	織田鉱業株式会社異人沢炭鉱及び若鍋炭鉱の災害復旧に対し融資等要望の件	織田鉱業株式会社 社取締役社長 織田 勝次	同	同

対策を急速に実現することを決定いたしましたのであります。

しかしながら、被害地域が広範にわたり、かつ、道路、橋梁等の流失、破損のため、交通途絶の地帯が多く、被害状況を的確に把握することが困難な状況にありましたので、まず、被害状況の把握に力を注ぎ、ようやくにしてその資料のまとまった7月31日に委員会を開会、直ちに、政府、国会を初め、各党本部に対し、要請を行なうため、委員5人の派遣を決定し、必要により、第2次、第3次の上京委員を派遣すること、さらに、現地調査については、議会終了後行なうこと等を決定し、委員会はいよいよ本格的な活動段階に入った次第であります。

本委員会は、設置以来、委員会を開くこと14回、道内被災地調査のため5班、ダム及び被災炭鉱調査のため3班の委員派遣を行ない、また、衆議院災害地視察団、川島北海道開発庁長官の災害地視察に委員を同行せしめるのほか、中央折衝のため、6次にわたり委員を上京せしめるとともに、あわせて、伊勢湾台風災害激甚地の愛知、三重の両県及び今次梅雨前線豪雨の被害を受けた長野県における復旧対策の実態調査をも実施した次第であります。

さらに、対策樹立に当たっては、広範多岐にわたる各般の事項につき、専門的かつ、具体的な検討を加えるため、本委員会に分科会を設置して、調査の促進をはかつた次第であります。

いま、ここに、これらの状況について、逐次、その概要

を御報告申し上げます。

第1に、被災地の現地調査であります、議会終了後の8月6日より4日間5班に分れて実施いたし、それぞれ現地の被害状況及び要望事項等を調査いたしましたところ、その被害は想像以上のものがございまして、これが復旧対策の急速、かつ、万全を期するの要切実なるものあるを痛感いたしました次第であります。

いま、ここに、各市町村より要望のあつた事項中主なるものを申し上げますと、

総務関係については、地方債の特例措置及び地方交付税の増額問題外7項目。

厚生関係については、世帯更生資金及び母子福祉資金貸付ワクの増額問題外12項目。

農務関係については、各種制度資金の融通及び病害虫防除に対する助成問題外25項目。

土木関係においては、災害復旧事業費の高率補助及び河川整備問題外15項目。

建築関係においては、災害公営住宅の早急割当及び被災者復旧住宅建設に対する住宅金融公庫の融資及び対象ワクの拡大問題外5項目。

林務関係については、国有林、道有林の払い下げワク拡大問題外5項目。

水産関係については、漁港の災害復旧と防災事業の早期実施問題外5項目。

商工関係については、被災中小商工業者に対する復旧資金の特別ワク設定問題外3項目。その他ダム管理規制の問題。

等、実に80数項目の多きにわたつて強い要望があつたのであります。

なお、調査の過程におきまして、特に、被災炭鉱の災害復旧措置及び空知川水系芦別ダムを初め、ダムの操作管理の問題が取り上げられ、8月17日の委員会において、ダム調査のため2班、被災炭鉱調査のため1班を、8月18日から4日間派遣することに決定、ダム関係につきましては、夕張二股、鷹泊、芦別、岩松、岩知志、岩清水、相沼内の7ダム、炭鉱関係につきましては、茅沼、新角田、上村、茶志内、奈井江及び異人沢、豊里の各炭鉱について、詳細なる実態調査が行なわれた次第であります。

まず、ダム関係につきましては、特に、芦別ダム及び二股ダム下流住民から、ダムの構造に貯水力の余浴をもたせること、降雨時の予備放水、放水時の通報連絡の適確なる措置、通報範囲の拡大、洪水調節ダム建設等について、切実なる要望があつた次第でありまして、気象通報並びに降雨状況を適確に把握していないこと、下流地域に対する通報連絡が不徹底であり、操作規程が守られていないこと、また、ダム上流の木材集積施設等の監督指導が行なわれていないことなど、ダムの管理運営が不十分であつたことについて、委員より強く指摘されたのであります。

780	株式会社堀田鉄工所良字根炭鉱の災害復旧に対し融資等要望の件	株式会社堀田鉄工所代表取締役 堀田 助造	同	同
781	中島建設株式会社紋平炭鉱及び中島炭鉱の災害復旧に対し助成等要望の件	中島建設株式会社取締役社長 中島長太郎	同	同
782	三省鉱業株式会社奈井江鉱業所災害復旧に対し助成措置等要望の件	三省鉱業株式会社社長 若山 清	同	同
783	砂川市における7月集中豪雨災害に伴う中小企業特別融資の件	砂川市長 森 利雄	同	同
784	上川支庁管内における7月集中豪雨災害対策の件	上川町村会長 栗林 由松	同	同
785	泊村における7月集中豪雨被害対策の件	泊村長 浜田 作美	同	同
786	日高支庁管内の7月集中豪雨災害対策の件	日高町村会長 長岡 隆一	同	同
787	空知支庁管内における7月集中豪雨災害対策の件	空知支庁管内町村会長 島田 薫	同	同
789	芦別市における7月集中豪雨災害対策の件	芦別市長 淵見 清一	同	同
790	空知地区における7月集中豪雨災害対策の件	空知農民協議会委員長 谷 玉吉	同	同
791	空知地区における7月集中豪雨災害対策の件	岩見沢市長 川村 芳次	同	同

次に、炭鉱関係におきましては、炭鉱住宅、炭鉱通用道路の欠壊、橋梁の流失、破損、鉱内水没及び炭鉱専用水道の破損等について要望があつた次第でありまして、後志、空知両支庁管内において、多くの鉱山が今次の水害により甚大な被害を受けたのでありますが、長期合理化計画推進の過程の中にあつて、これが復旧資金の調達は全く困難である実情から、復旧資金を特別融資し、さらに、被害資産等に対する税、その他の減免措置を講ずる必要がある旨、これまた、各委員より指摘せられたのであります。

特に、月形鉱業所における道路、橋梁の欠壊及び水道の破損、被災患者に対する医師の派遣等、専人命につながる問題につきましては強く指摘がなされ、これについては機を失せず緊急措置が講ぜられたのであります。

第2は、中央折衝についてであります。

8月31日、第1班の上京委員を派遣以来、中央情勢を検討協議しながら、その後、引き続き、5回にわたり委員を中央に派遣し、速急なる対策の実現に努めたのであります。

まず、上京委員の運動方針として、

第1に、今次の災害は、本道水害史上近年最大のものであり、すでに、内地の梅雨前線豪雨災害対策について、中央で審議されていることから、いち早く今次被害状況を広く国会、各政党及び政府等に周知認識せしめ、内地被災府県と同様の取り扱いをし、伊勢湾台風並みの高率補助の措置をしてもらうこと。

第2に、国会閉会中でありますので、特別立法、その他予算の補正措置について臨時国会を早急に開いてもらうこと。

第3に、積雪寒冷等の特殊事情等から、緊急査定、復旧工事の施行を早急に行なう必要があること。

第4に、地方財政の窮状から、財政、金融、その他諸対策、特に、地方交付税の繰り上げ支給及びつなぎ資金の融通について、すみやかに措置方を要望すること。

第5に、根本的な治水治水対策を進めてもらいたいこと。

以上の方針のもとに、差選出国會議員、自民、社会の両党本部、衆議院災害対策協議会、政府関係機関、北海道開発庁等に折衝をいたしたのであります。

その結果、まず、6月梅雨前線豪雨による被災県と同様に取り扱う措置については、8月2日、衆議院災害対策協議会選任小委員会において、また、8月8日には、衆議院災害対策協議会において、それぞれ決定をみ、閣議においても了承された次第であります。

さらに、特別立法については、8月8日、9日の両日、衆議院災害対策協議会建設及び農林、厚生小委員会が開かれ、「対策要綱案」として決定するところがあつたのでありますが、この小委員会案に対しては、衆議院災害対策協議会において、直ちに最終的結論を得るに至らず、さらに検討を行なうとともに、関係各省庁においても、この小委員会案について事務的に検討を始めることになつたのであ

ります。

この間、査定官の早期派遣、稲の早刈り及び災害保険金の早期支払い並びに予約概算金の延納措置、さらには、中小原給河川の治水対策、石狩川の河川改修及び月形頭首工欠壊問題、特殊緊急砂防事業に対する特別措置、公共土木施設災害復旧工事費及び緊急農地、農業用施設復旧費の増額問題等について、関係各省庁に要望、査定官の派遣については、農地、農業用施設災害は、8月19日から2週間、建設関係については、8月18日から15日間に決定、稲の早刈り及び災害保険金の早期支払い並びに予約概算金の延納措置については、これを認めること、また、復旧工事費の増額問題については、本道の特殊性を考慮の上、ほぼ了承されたが、災害特別立法及び政令等が未制定の段階にあるので、なお今後折衝の余地が残されていること、原始河川については、改良復旧の考え方で進めていくこと、また、石狩川についても、工事の繰り上げ施行を措置したい旨の言明がなされたのであります。

その後、災害復旧特別立法については、一部大蔵省内部に反対の空気もあり、一時は苦慮した状況にあつたのでありますが、本委員会及び道理事者、差選出国會議員団等、一致の推進と、これに加えて、全国都道府県議会議長会及び全国知事会との強力な連係運動が効を奏し、21日の自民党三役会議と水田蔵相の間で、伊勢湾台風の復旧にとられた特例を今次水害にも適用することについて、意見の一致をみ、翌22日閣議の了承を得るに至つたのであります。

また、衆議院災害対策協議会においては、8月30日、「昭和36年5月から、8月の風水害対策要綱」を決定、政府に対し、これにより特別立法措置を講ずることを強く要望したのであります。

すなわち、建設関係におきましては、

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例措置に対す国の負担率は、復旧事業費の総額が当該地方公共団体の昭和36年の標準税収入の2分の1に相当する額までについては10分の8、2分の1をこえ標準税収入に達するまでの額については10分の9、標準税収入をこえる額に相当する額については10分の10の率とすること。
- 2 災害関連事業に関する特例については、災害復旧事業と合併して事業を施行するときは、他の法令の規定により、国の負担、または、補助率が3分の2以上である場合を除いて、国が3分の2を負担し、または、補助すること。
- 3 水防資材に関する特例については、都道府県、または、水防管理団体が、水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は予算の範囲内でその3分の2を補助すること。
- 4 堆積土砂及び湛水の排除に関する特例については、被害激甚地において、堆積土砂及び湛水の排除事業を

施行する地方公共団体、または、その他の者に対し、10分の9の国庫補助を講ずること。

5 公営住宅法の特例については、滅失した戸数の5割以内について4分の3の国庫補助を行なうこと。

次に、農林水産関係におきましては、

1 農林水産業施設災害復旧補助率については、被害激甚地の農地、農業用施設、林道等一定の基準額をこえる部分については、補助率を10分の9とし、また、共同利用施設のうち、一定の基準額をこえる部分については、被害激甚地については10分の9、一般については10分の5とし、さらに、開拓地の施設は10分の9とすること。

2 農林水産業施設災害関連事業については、国庫補助率を3分の2まで引き上げること。

3 農地等の小災害に対する特別措置については、市町村が行なう復旧事業につき、地方債の発行限度を農地50%、その他の施設65%の範囲内とし、元利償還金については21.5%を国が補給するとともに、28.5%は地方交付税の基準財政需要額に算入すること。

4 天災融資法については、貸付限度額を一般の場合25万円、家畜の購入、または、飼養資金を含む場合35万円、ウナギ、その他の政令で定める水産動物の養殖を含む場合40万円、事業資金は、組合1千万円、連合会2千万円とすること。

次に、商工及びその他の関係におきましては、中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置として、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の貸付利率を6分5厘に引き下げ、据置期間及び返済期間の延長、退保条件の緩和等について、特別の措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫が、指定被害中小企業者に対して、再建資金の貸し付けを行なう場合の貸付利率引き下げに伴う利子補給を講ずること。地方公共団体の起債の特例については、地方税、使用料、手数料等の減免により生ずる財政収入の不足を補なう場合と、災害対策に通常要する費用の財源とする場合においては、地方債をもつてその財源とすることができるものとし、また、農地、その他の農林水産業施設の小災害復旧事業の経費に充てる場合は、当該経費の100分の50、その他の農林水産業施設については、当該経費の100分の65の額の範囲内で発行が許可された地方債については、国がその元利償還金について100分の21.5に相当する元利補給を行ない、100の28.5は地方交付税の基準財政需要額に算入するものであり、また、集団移住等に関する特別措置については、激甚な被害を受けた地域については、国民の生命及び財産を将来の災害から保護するため、復旧事業にかえて、他の地域に移住することを促進するために必要な措置を講ずること等であります。

なお、これに対し、同協議会の席上、政府を代表して、

農林政務次官より、「政府としては本日決定の対策要綱を尊重し、すみやかに善処する」旨の答弁があつた次第であります。

なお、現在までに判明した本道に対する財政措置として内定したものをあげますと、

教育庁関係において、	
高等学校災害復旧費	2,455,000円
民生部関係において、	
世帯更生事業費	12,000,000円
災害救助費	605,300円
衛生部関係において、	
伝染病予防費	5,233,200円
土木部関係において、	
災害土木復旧費	698,952,800円
緊急砂防工事費	60,000,000円
水防費	900,000円
農地開拓部関係において、	
開拓地災害復旧事業費	2,389,000円
耕地災害復旧費	91,370,000円
道営災害復旧費	18,150,000円
入植施設災害復旧費	558,000円
林務部関係においては、	
林道災害復旧事業費	2,472,100円
治山事業災害復旧費	31,540,000円
治山事業施設災害復旧費	3,747,000円
公共公用施設関係において、	
公共公用施設復旧費	1,001,100円
合 計	931,738,500円

であります。

次に、本委員会における分科会設置の状況及び要望事項とりまとめの経緯について申し上げます。

本委員会は、被災地の現地調査報告並びに中央情勢に基づきまして、総合的復旧対策を樹立する必要を認め、これが専門的、かつ、具体的検討と調査促進のため、分科会を設置して審議することに決定した次第であります。

すなわち8月22日に、本委員会の中に、第1分科会（総務、厚生、商工労働各部門）、第2分科会（農林水産、文教各部門）、第3分科会（土木、建築各部門）の3分科会を設置、分科委員の選任を行なつて、直ちに分科会の審議に入つたのであります。

分科会は、翌23日より4日間にわたり、理事者より所管別に災害全般に対する応急措置及び復旧対策についての説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、早急なる復旧対策の推進と、被害者の生活安定確保の観点に立つて、あらゆる角度から委員各位と理事者との間に熱心な論議がかわされたのであります。

まず、分科会の質疑を通じ論議の中心となつた主なる点は、

第1分科会所管におきましては、

中小炭鉱被害状況とこれが復旧対策。中小商工鉱業者に対する融資あつせん及び利子補給問題。災害復旧資材確保の見通し。中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫に対する特別融資ワク設定要望の問題。生業資金及び世帯更生資金の貸付問題。上水道及び簡易水道復旧対策。私設の道路、橋梁及び水道等公共的要素を含んでいる施設の被害復旧対策並びに準公共的取り扱いの問題。災害救助法適用市町村と適用しない市町村との援護措置不均衡是正の問題。罹災証明書交付に関する通達措置。地方税、使用料、手数料等の減免による減収補てん問題。交付税の増額及び繰り上げ支給問題。市町村に対するつなぎ資金確保対策。上の国今井鉱山の被災による会社経営に及ぼす影響。夕張管内炭鉱被災状況と救済対策。応急仮設住宅の建設進捗状況。災害資金の利子補給、償還期限延長の問題。月形炭鉱における道路、橋梁の復旧問題及び上水道の復旧と濾過器確保問題。

第2分科会所管におきましては、

災害査定と早期実施問題。救済事業の早期実施と病虫害防除対策。低位泥炭、畑地の造田対策。金山ダム建設促進問題。菜種の規格外等級措置問題。灌漑用ダム管理規程の検討と施設整備対策。農業共済金の早期支払いと畑作共済制度確立の問題。治山対策と林道復旧の問題。国有林並びに道有林の払い下げ問題と流木による被害に対する補償問題。浅海漁場被害対策とその見通し。救済応急対策事業の実施問題。漁船、漁網、漁業施設等の復旧対策。漁港の災害復旧問題。公立文教施設の災害復旧対策と、災害により死亡した児童、生徒の遺族に対する弔慰金贈呈問題と被害教職員に対する措置対策。

第3分科会所管におきましては、

公営住宅再建資材の確保及び起債等の問題。泊村における炭鉱住宅復旧の問題。道路、橋梁流出欠壊に対する応急並びに恒久対策。河川はんらんに対する復旧工事の早期完成と揚水、排水施設、逆水門等の完備及びこれらの恒久対策。洪水調節用ダムの建設及び堰堤操作規程の再検討の問題。被害甚大なる市町村河川の準用河川昇格問題。水防計画の樹立と道の指導強化の問題。公共土木施設の復旧対策。南富良野釣橋の流出対策。前国会で廃案の防災基本法の早期制定等の諸問題

等について論議が熱心に行なわれた次第であります。

本委員会は、3分科会各主査より報告のありました意見及び意見書の提出に関する総合調整及びその取りまとめを正、副委員長並びに、3分科会主査に一任とし、主査会議におきましては、案文の修正等について調整の上、さらに、8月31日の本委員会において、再度意見の調整を行なった結果、次のような応急復旧対策及び恒久対策についての要望事項及び意見書として提出すべきであると意見のあつた事項を全会一致をもって決定いたしますとともに、本道は

積雪寒冷等の特殊事情により、復旧工事の施行は、時期的に制約を受けており、早急なる予算措置を講ずる必要があることを考慮いたしまして、委員長より知事に対し、要望事項の実現について申し入れをいたした次第であります。

本委員会が、応急復旧対策及び恒久対策として要望した事項は、

まず、応急復旧対策の關係から申し上げますと、総括については、

- 1 災害救助法適用外の市町村に対しても、適用市町村に対する援助措置との均衡について配慮すること。
- 2 国庫補助による災害復旧事業の道負担分については、確実に予算措置を講ずるとともに、国庫補助の対象にならない小災害についても、その復旧につき元利補給つき起債等による助成措置について、国に要望すること。
- 3 災害復旧債については、起債許可限度額100万円以上を50万円以上に基準を引き下げよう国に要望すること。
- 4 市町村に対し災害復旧事業にかかるつなぎ資金のあつせん及びその利子負担に対する補てん措置を講ずること。
- 5 今次災害により死亡した者の遺族に対し弔慰金を贈呈すること。さらに、重傷者、身体障害者生活保護世帯、母子世帯及び家屋の被害の著しい者、その他特に被害甚大なる者等に対し見舞金を贈呈すること。
- 6 水防資材の補てんについては早急に措置するよう国に要望すること。

次に、建設關係については、

- 1 災害向け第2種公営住宅の割当につき、建築戸数の配分は、敷地、入居希望などの実情を検討して決定すること。さらに、炭鉱住宅との關係について特に考慮すること及び建設敷地については、再度災害のおそれのない地域を選ぶよう指導すること並びに入居被災者の家賃については、減免猶予の措置について指導すること。

土木關係については、

- 1 今次災害に対する緊急災害復旧費の増額配付及び特別措置法の制定による激甚地に対する高率補助の適用について国に要望すること。
- 2 災害復旧事業については、原形復旧ではなく、恒久対策を含めた改良復旧として大幅に採択されるよう国に要望すること。
- 3 緊急災害事業補助の年度割交付については、単年度施行とするよう国に要望すること。
- 4 私設の道路、橋梁及び水道で、一般市町村民も相当程度利用しているものの災害復旧については、その公共性にかんがみ、移管の促進、または、復旧資金のあつせん及び助成の方途を講ずるよう国に要望すること。

5 市町村費支弁河川中、特に被害甚大と認められるものについては、これを準用河川に昇格の上、災害復旧の措置をとること。

6 水防関係については、水防法に基づき、現実に即した水防計画を樹立し、早急に実施するよう道の指導を強化すること。

7 芦別ダムの今汐洪水時におけるゲートの操作につき、操作規程第18条第1項に違反したと認められるものがあり、これに対し北電に厳重なる警告を発するとともに、事後処理について善処すること。

次に農林水産関係については、
農務、農地開拓において、

1 天災融資法による経営資金並びに農林漁業資金による農業施設災害復旧資金の融通については、可及的すみやかに国の見通しを得た上、その対策を講ずること。

2 農家負債整理資金の償還延長については、早急にその対策を講ずること。

3 農作物病虫害防除に対しては助成の措置を講ずること。

4 菜種の規格外等級のものについては適当な措置を講ずること。

5 救農対策事業を実施し、現金収入の道を得せしめること。

6 流失した農地で、その農地価格を上回る被害を受け、復旧困難なものに対しては特別の措置を講ずること。

7 畑作共済制度については、麦ばかりでなく、主要作物も含めた共済制度の確立について国に要望すること。

8 灌漑施設の整備を早急に行なうこと。

9 農業共済金の早期支払いの措置を講ずること。

10 灌漑用ダム管理について共通した管理規程等を検討すること。

11 昭和36年産米予約概算金について、返納が困難な被災農家に対し、返納延期の措置を講ずるよう国に要望すること。

林務関係において、

1 復旧用木材の減額払い下げについて、

(1) 道有林については、地方公共団体以外の団体及び被災者個人に対して、「北海道物品貸付及び譲渡に関する条例」の規定による応急復旧の場合における減額払い下げの措置をするほか、地方団体及びその他の団体並びに被災者個人に対して、恒久復旧の場合においても、減額払い下げできるよう措置すること。

(2) 国有林については、「国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」の地方公共団体に対する応急復旧の場合における減額払い下げの規定の中に、「その他の団体及び被災者個人」を加えるとともに、地方公共団体及びその他の団体並びに被災者個人に対して恒久的復旧の場合

においても、減額払い下げの方途を講ぜられるよう、林野庁長官、営林局長及び営林署長に要望すること。

(3) 国有林及び道有林の払い下げについて、被災市町村に不徹底の点が見受けられるので、本制度のすみやかなる周知をはかること。

(4) 木材の払下価格及び払下条件に地域的に著しい不均衡を生じないように特に注意すること。

2 災害荒廃地復旧事業については、融雪災及び7月災の復旧工事をすみやかに着工するよう措置すべきである。

3 国有林の流木による被害に対しては、公共施設はもちろん、個人の被害についても、補償、または、見舞金等の措置をすみやかに講ずるよう国に要望すること。

4 林道復旧については、林道は災害補助の対象となるが、緊急を要するものについては、道においてすみやかに措置すること。

水産関係において

1 浅海漁場の被害については、第2次被害調査を早急に実施するとともに、調査の結果被害の判明したものについては、道においてこれが復旧助成の措置について考慮すること。

2 救漁応急失対事業について要望のある地区に対しては早急に実施すること。

3 漁船、漁網具、漁業施設等の復旧で緊急を要するものについては、一時系統融資をもって農林漁業金融公庫資金の融資までのつなぎとし、その利子補給についても考慮すること。

4 漁港災害復旧については、すみやかに復旧工事に着手できるよう措置するとともに、工事に際しては、土砂の浚渫等にとどまらず、その原因となる河川の砂防対策をも講ずること。

次に、

商工鉅関係については、

1 被災中小商工鉅業者に対する復旧資金の融資あつせん並びに信用保証協会の保証料の全免措置を講ずること。

2 借入金が限度額を達した中小商工鉅業者に対しても、その復旧資金については特に考慮し、特別融資の道を講ずること。

次に、厚生関係については、

被災低所得者階層に対する世帯更生資金並びに要保護母子世帯に対する母子福祉資金貸付ワクの増大をはかること。

次に、文教関係については、

1 公立学校災害復旧図書補助額の申請は、伊勢湾台風時の特別措置の補助率によつて申請すべきである。また、私立学校の災害対策についても万全を期すること。

2 被災教職員に対する共済組合よりの見舞金支給につ

いては、適正に行なわれるよう措置すること。

- 3 被害者の収容施設となつた学校の生徒の衛生管理、特に伝染病発生状況などは、すみやかに掌握して万全を期すること。等であります。

次に、恒久対策の関係について申し上げますと、

基金制度については、

災害救済を目的とする基金制度の設置について可及的すみやかに検討すること。

治山治水関係については、

- 1 治山10カ年計画については、大幅に予算の増額をはかり、計画年次を短縮するよう国に要望すること。
- 2 河川整備10カ年計画の促進については、「治水5カ年、10カ年計画」の繰り上げ施行をはかり、特に暫定断面工事の早期完成、既設ダム下流沿岸の整備について早急に実施せられるよう国に要望すること。
- 3 石狩川治水工事早期完成の問題については、予算を増額するとともに、工事の促進をはかり、揚水施設、排水施設、逆水門等の完備の問題とあわせて国に要望すること。
- 4 河川の築堤については、兩岸の工事を同時的に進め、高さ、構造均衡に留意し、あわせて、逆水門の完備を早急に行なうこと。

次に、ダム関係については、

- 1 金山ダム、大雪ダム及び岩尾内ダムの建設促進については、今回の災害にかんがみ、国に強く要望すること。
- 2 洪水調節用ダム建設について国に要望すること。
- 3 今後築造されるダム（利水専用）に対し、洪水調節能力を付与することについて国に要望すること。
- 4 既設の利水用ダムについて、堰堤操作規程の改善を行なうこと、特に、洪水時における予備放流についても検討を加えること。
- 5 既設ダム施設の調査を実施し、操作方法の監督指導、危険ダムに対する措置をすること。
- 6 ダム上流における木材集積及びその他の施設について監督指導すること。

農業関係については、

被災地における造田については、小規模のため造田補助の対象とならないものに対し、補助の方途を講ずること等であります。

次に、意見書として提出すべきであると決定した事項は、

- 1 災害復旧債については、被害総額100万円以上を50万円以上に基準を引き下げることについて。
- 2 洪水調節ダム建設の促進について。
- 3 石狩川治水工事早期完成の問題については、その増額と促進をはかり、揚水施設、排水施設、逆水門等の完備の問題とあわせて要望することについて。

- 4 河川整備10カ年計画の促進については、「治水5カ年、10カ年計画」の繰り上げ施行をはかり、特に暫定断面のかさ上げ工事早期完成、既設ダム下流沿岸の整備を早急に実施することについて。

- 5 治山10カ年計画の短縮促進について。

- 6 気象観測施設の整備強化について。

の6項目であります。

以上が、本委員会設置以来の水害対策に関する調査の経過及び結果の概要であります。

対策の中心となるべき特別立法、財政金融、行政措置等については、今月下旬開会を予定されます臨時国会において措置されるものと考えられ、さらに、今後に残された問題も少なくないのでありますが、以上申し上げました経過と復旧対策の現状にかんがみ、実施面の問題については、専門的な立場から、関係常任委員会の活動に待つことがより効果的であり、適切な措置であると認められ、以上の理由をもつて、本委員会はその調査を今期臨時議会をもつて終了すべきものであると決定いたしました次第であります。

なお、ただいま付託されました陳情につきましては、早急に審査をいたした上、御報告申し上げたいと存じますが、この際、私は、川島北海道開発庁長官の災害地視察及び去る8月14日から3日間、衆議院災害対策協議会の災害地視察団が来道、今次災害に関する災害見舞金をいただき、また、視察に際しては、短期間にもかかわらず、広範囲にわたり視察されましたことについて、衷心より感謝申し上げ、また、災害発生以来1カ月半、不眠不休の奔走を続けられました道選出国會議員及び道議會議員各位、道関係各機関の諸氏並びに本対策の重責を双肩に終始熱誠もつて事に当たられました対策委員の各位に対しまして、深甚なる感謝と敬意を表するとともに、罹災道民の各位に対しましては、一段の奮起を切望し、復興の1日もすみやかならんことを祈念して、私の報告を終わります。

知事説明要旨

本日、ここに来る7月発生いたしました集中豪雨による災害対策関係予算案等の審議のため、北海道議会臨時会が開会せられるに当りまして、災害対策につきその後の中央との折衝経過を御報告申し上げるとともに、ただいま議題となりました災害対策関係追加予算案、その他の案件についてその概要を御説明申し上げたいと存じます。

すでに御承知の如く今次発生をみました集中豪雨災害につきましては過般の定例議会においてその被害の概況について御報告を申し上げたところでありますが、その被災地域は20市135町村に及び被害総額は193億余円の巨額に達したのでありまして爾来今日まで被害地の応急及び復旧対策

に懸命の努力をいたしてまいつた次第でございます。

また道といたしましては、これが応急及び恒久対策の重要性に鑑み、道議会に設けられました水害対策特別委員会の御協力を得まして関係知事会、議長会と相呼応しそれぞれ関係方面に要請を続けてまいつた次第であります。

特に本道の今次水害対策についてはさきの6月集中豪雨災害の被害府県と同一の取り扱いを受けるよう関係各大臣及び政府当局に強く要請いたしましたのでありますが、幸いに閣議におきましてもこれら道の要請を了承され本道の今次水害についても6月集中豪雨災害と同一に取り扱うことに決定をみた次第であります。

更に各省事務当局に対しては、資料の提出、説明者の派遣等について遺漏のないよう万全を期したのでありますが道の要請により公共土木、農地開拓関係、林道、治山災害の第1次査定はそれぞれ完了し第2次査定も近く実施されることになる見通しでございます。

また、国会関係方面に対しましては衆議院災害対策協議会を中心に各政党、関係国会議員に理解と協力を得るため要請を続けてまいつたのであります。

今日までに承知いたしております政府及び衆議院災害対策協議会の決定されました災害対策としては、

公共土木施設災害復旧事業関係

災害関連事業関係

水防資材関係

堆積土砂及び湛水の排除事業関係

公営住宅法関係

農林水産業施設災害復旧事業関係

農林水産業施設災害関連事業関係

天災融資法関係

中小企業者に対する資金の融通関係

地方公共団体の起債関係

災害による被害者の集団移住関係

等について特別措置が講ぜられることとなつた次第でありまして、これらの措置のうち大部分は本月下旬開会を予定されております臨時国会において審議されることとなつてゐる次第であります。

なお国の特別措置だけでは災害対策の全きを期し得ない面もございますので道自体におきましても水害対策特別委員会の御意見御要望等を尊重しこれが諸対策について今回予算化を図ることとした次第であります。

次に予算案について御説明申し上げます。

さきに折衝経過で御報告申し上げましたとおり現段階におきましては、その何れもが臨時国会持ちとなつてゐる状況でありますので、今回はこれらの諸情勢を充分考慮し事業施行時期との関係から早急予算化を必要とするものについて措置し、これが対策に遺憾なきを期することとした次第でございます。

なお今回予算化した主なるもの内容について申し上げ

ますと

まず土木関係災害復旧費といたしましては、被害総額中公共災害の緊急査定のもの及び今後査定見込みの額に対し、国の定める年度割交付の基準により予算措置を講ずるとともに道自体の単独事業をも併せて緊急復旧対策に要する経費として

災害土木復旧費	9億2,300万円
緊急砂防工事費	9,000万円
水防費	270万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に農業関係におきましては市町村が被害農作物の病虫害の一斉防除に要した農薬の購入費に対し補助をするための経費として

農作物病虫害防除対策費	3,437万円を、
-------------	-----------

また、被害畑作農家の明年度再生産に必要な種子の確保を図るための経費として

農作物種子対策費	1,194万円
----------	---------

を計上したほか、

家畜飼料対策費	212万円
---------	-------

家畜防疫対策費	310万円
---------	-------

等をそれぞれ計上いたしました。

次に農地開拓関係におきましては、

災害を受けた開拓農家の住宅及び農畜舎の復旧に要する経費として

入植施設災害復旧費	57万円
-----------	------

農地、農業用施設災害復旧事業費の初年度分の経費として

団体営耕地災害復旧費	9,635万円を、
------------	-----------

また、三石町福畑地区及び大江村尾根内地区の頭首工決壊に伴い明年度の再生産対策として道管をもつて施越の災害復旧事業を実施するための経費として

道営農業用施設災害復旧事業費	9,680万円を、
----------------	-----------

市町村が行なう救農事業に対し助成を行なうに要する経費として

救農土木事業費	2,150万円
---------	---------

をそれぞれ計上いたしました。

なお救農事業につきましては、被害農民の就労情勢の推移に応じ今後適切な措置を講じて参りたいと存じている次第であります。

次に民生、衛生関係についてであります

災害救助法の発動に伴う所要経費として

災害救助費	2,289万円を、
-------	-----------

今次災害により死亡した者の遺族並びに重傷者、全壊流失世帯のほか、半壊、床上浸水以上の被害を受けたもののうち保護世帯、母子世帯及び身体障害者世帯に対し見舞金を贈呈するために必要な経費として

被災者援護費	235万円を、
--------	---------

また、被災者のうち世帯更生資金を必要とする者に対し

ては生産資金及び住宅補修資金の貸付を行なうための所要経費を北海道社会福祉協議会に補助することとし、これに必要な経費として

世帯更生事業費 1,800万円を、

水害地における医療緊急措置として被災地住民の医療の万全を期するために要した経費として

巡回診療費 87万円を、

更に伝染病防疫対策のため53市町村に対し消毒及び蚊蚊駆除を指示し、その万全を期したことに伴う必要な経費として

伝染病予防費 1,051万円

等をそれぞれ計上いたしました。

次に林業関係といたしましては、治山林道にかかわる災害復旧費として緊急査定のおつたものにつき所定の国の基準に基づく本年度復旧費として

治山事業災害復旧費 4,879万円

治山事業施設災害復旧費 468万円

林道災害復旧事業費 262万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に教育関係におきましては

高等学校災害復旧費 433万円

罹災児童生徒のうち準要保護児童、生徒に対する

教科用図書並びに学用品購入費補助金 57万円

を計上いたしました。

なおこの外一総経費関係といたしましては

道議会費 205万円

公共公用施設等復旧費 1,237万円

水害対策諸費 1,204万円

等をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

以上は普通会計の歳出の概要について申し上げたのでありますが、これによる今次の災害対策関係経費としての歳出の規模は普通会計総額14億2,976万円と相成つた次第であります。

またこれに見合う歳入といたしましては

地方交付税 1億9,429万円

分担金及び負担金 7,373万円

国庫支出金 9億3,174万円

道債 2億3,000万円

合計 14億2,976万円

をもつて収支の均衡をはかつた次第であります。

次に特別会計について申し上げます。

先づ道有林野事業費会計につきましては、被害林道のうち直ちに復旧を要するものについてこれが所要経費として

総額 2,080万円 を繰越金を見合いに

計上いたしました次第であります。

次に母子福祉資金貸付事業費会計につきましては、被災母子世帯に対する母子福祉資金貸付金 230万円

また、被災により貸付金の償還不能になつた世帯に対する償還猶予等の措置を必要とするため、歳入を220万円減額措置した次第であります。これに見合う財源としては道債300万円及び一般会計からの繰入金150万円をもつて収支の均衡をはかつた次第であります。

次に夕張川二股発電事業会計につきましては

夕張川二股発電所の災害復旧工事費の総額 3,900万円に対し、これに見合い財源として三菱鉱業株式会社負担金1,950万円、また予備費から1,600万円、営業費用から350万円をそれぞれ更正し、これが復旧の万全をはかつた次第であります。

以上予算案の概要について御説明申し上げたのでありますが、次に附属議案の主なるものについて順次申し上げます。

先づ議案第8号の昭和36年7月の集中豪雨による被害中小企業者の復旧事業資金の融資保証に伴う中小企業信用保険法に基づく保険料の補給に関する予算外義務負担の件についてであります。本件は、昭和36年7月の集中豪雨による被害中小企業者に対し北海道信用保証協会が融資保証の総額2億5,000万円を限度とし、復旧事業資金の融資保証を行なつた場合、同協会が中小企業信用保険法に基づく保険契約により中小企業信用保険公庫に納付する保険料に相当する金額を補給期間5年以内として北海道信用保証協会に補給を行なおうとするものであります。

次に議案第9号昭和36年7月の集中豪雨による被害漁業者の緊急に必要とする資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件についてであります。本件は被害漁業者に対し緊急に必要とする経営資金の円滑なる融通をはかるため融資総額450万円を限度とし、北海道漁業協同組合連合会が漁業協同組合に対し、昭和37年1月31日までに償還期間1年以内で融資した融資残高に対し一般被害漁業者については年3分5厘、特別被害漁業者については年6分5厘の割合で計算した金額の利子補給を行なおうとするものであります。

次に議案第10号昭和36年7月の集中豪雨による被害市町村の施設の復旧等の用に供する道有林野産物の譲渡の特例に関する条例案につきましては、被害市町村の公用または公共用施設の復旧及びその被災住民のための公営住宅の建設につき市町村がこれら施設に必要とする林産物について時価より低廉な価格で譲渡するため、北海道物品貸付及び譲渡等に関する条例の特例を設けようとするものであります。

以上今回提案いたしました案件の主なるものについて、その概要を御説明申し上げたのでありますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、前議会においても御報告申し上げました如く、去る7月31日かしこも天皇、皇后両陛下の御救恤金として金一封を宮内庁より拝受いたし、聖旨をお伝えし、罹災者

に差上げました次第であります。その外衆議院議員一同よりの義捐金または道内外多数の団体個人からも暖き御同情が寄せられ、災害義捐金品募集北海道地方委員会が取纏めた9月8日までの義捐金が5,871,000余円に達し取り敢えず第1回分として8月21日4,276,000円を、それぞれ配分をおえた次第であります。

このように今日なお道内外各方面から多くの御厚情に対し、この機会にあらためて深く感謝の意を表する次第であります。

また、災害応急救助緊急措置についても、自衛隊、海上保安本部及び開発局並びにその他関係機関より終始積極的な御協力を頂きましたことも併せて御報告を申し上げます。

最後に罹災されました方々の一日も早い再起を心から希望申し上げますと共に、更に各位の一層の御協力をお願い申し上げます。

○9月14日 午後2時50分開議、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後2時51分休憩、午後4時13分再開、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第10号を議題に供し、川口水害対策特別委員長(自民)より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり原案可決、次に日程第2陳情審査の件を議題に供し、本件は委員長報告を省略して、異議なく委員会決定のとおり決定して、午後4時23分散会。

水害対策特別委員長報告

私は、ただいま議題となりました議案第1号ないし第10号の10議案につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、付託されました議案は、今次7月集中豪雨災害復旧措置に関するものでありまして、委員会としたしましても、その対策の緊急性にかんがみ、一昨12日付託せられますや、直ちに委員会を開き、その審査方法等について協議いたし、その結果、これら案件の緊急、かつ、重要性にかんがみ、すみやかに結論を得て、その執行に支障のないようにいたすべきものであるとの見地に立ち、付託案件はこれを一括して審議することをきめ、昨13日及び本日の2日間にわたり、慎重審査をいたしました次第であります。

以下、まず、議案の内容から申し上げますと、議案第1号ないし第4号は、いずれも、今次7月豪雨災害復旧のため、現在国においてとられている諸措置、事業施行期等の諸情勢を勘案し、早急予算化を必要とするものについて措置しようとするものでありまして、その総額は普通、特別

両会計合わせて14億7,230余万円と相なっている次第であります。

次に、議案第5号ないし第7号は、ただいまの予算措置に伴う起債及び起債議決変更に関するものであり、議案第8号及び第9号は、今次災害による被害中小企業者、被害漁業者等に対し、その必要とする復旧事業資金の融資促進、緊急経営資金等の融通を促進するための予算外義務負担を行なうものであり、議案第10号は、災害を受けた施設の復旧等の用に供する道有林野産物の譲渡について、北海道物品貸付及び譲渡に関し特例を定めるための条例を制定するものでありまして、これらの施策をめぐり、さきにも申し上げましたように、その緊急、かつ、重要性から慎重審議、理事者との間に熱心な質疑がなされた次第であります。

次に、その主なるものを申し上げますと、

7月集中豪雨災害対策と関連し、9月発生水害復旧対策に対する考え方、災害救助適用市町村と適用外市町村との復旧施策均衡の問題、災害救助法に基づく基金積立条例と積立金の現況及び本制度活用に対する見解、本道における指定河川名水防管理団体の名称及びこれが活動状況並びに管理状況、水防計画の有無等、水防対策の諸問題、救農、救漁失対事業における業種別、地域別賃金格差の是正とこれが予算算定の基礎、予算計上に当たり、緊急災害事業補助率の年度割交付を低率に見た理由と、これが引き上げ措置に対する所見、利水ダム、農業用小規模土堰堤及び鉱山用各ダムの災害復旧対策並びにこれが施設管理の指導監督方法、道の出先機関及び各市町村からの災害状況報告のとり方並びに資料提出方法に対する指導再検討の問題、病害虫防除に対する助成の具体的見解、被害状況、薬剤散布の確認方法及び実施要綱の進捗状況、家畜飼料購入費助成に対する具体的措置及び災害により乳牛を手放した農家に対する救済措置、緊急災害未指定河川中常習被害河川に対する今後の対策、道内各河川計画の再検討に対する考え方、被害高校生授業料免除等父兄負担軽減措置に対する見解

等々でありまして、これをもつて質疑を終結いたし、質疑終結と同時に、これら議案の具体的結論を得ますため、昨夕並びに今朝、各党代表者間において熟議検討を加えました上、さらに委員会を開き、審議の結果、これらの議案は、いずれも、当面緊急を要する諸事項について措置をいたし、復旧に遺憾なきを期さんとするものであり、その内容を適切妥当なものとして認め全会一致、各議案を原案のとおり可決いたしました次第であります。審議の過程におきまして、特に、今次災害の実態並びに本月5日、6日に発生した檜山、渡島、留萌各地における豪雨災害の実情から、

1 去る9月5日、6日発生豪雨災害に対しては、7月豪雨災害対策における復旧措置との関連において、早急に対策を講ずるとともに、特に関連災害地の復旧について配慮すること。

- 2 災害救助法適用外市町村に対しては同法適用市町村に対する援護措置との均衡において配慮すること。
 - 3 緊急災害復旧事業費補助の年度別交付については、今次災害の実態並びに本道の特殊性にかんがみ、5、3、2の比率をもつて措置されるよう善処すること。
 - 4 災害救助基金の積み立てについては、積み立てを完全実施するとともに、その活用について検討すべきであること。
 - 5 各河川整備計画については、既計画短縮等の再検討を行ない、災害発生常習河川の対策を早急に措置すべきであること。
 - 6 各種目的別ダムについては、ダム管理及び保全対策について、それぞれ関係機関の善処措置を求めるとともに、特に老朽ダムの維持補修及び放流等の管理に対し指導措置を講ずべきであること。
- の強い要望意見があつた次第であります。
- 以上、本委員会付託議案の審査経過とその結果を申し上げ、私の報告を終わります。

○9月15日 午後2時58分開議、あらかじめ会議時間を延長して、午後2時59分暫時休憩、午後3時5分再開、日程第1意見案第1号ないし第5号を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略して異議なく原案可決、次に日程第2昭和36年7月における水害復旧対策調査の件を議題に供し、本件調査は本日をもつて調査終了とすることに決定、次に閉会中事務継続調査の件を議題に供し、本件は、文教林務、農務、水産各常任委員長より申し出のとおり閉会中継続調査とすることに決定、以上をもつて、付託案件の全部を議了、徳中議長より閉会の挨拶があつて、午後10時21分開会。

決議・意見案

意見案第1号

(36.9.15原案可決)

気象観測施設の整備強化に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和36年9月14日

提出者	北海道議会議員	杉本栄一
	同	林利博
	同	井口ゑみ
	同	佐野法幸
	同	橋本清次郎
	同	堀野豊夫
	同	渡辺浩
	同	中山信一郎
	同	池田信孝
	同	岩田留吉
	同	津川直一
	同	阿部英一
	同	藤枝義見

北海道議会議長 徳中祐満殿

意見案第1号

気象観測施設の整備強化に関する要望意見書

気象観測業務において、異常気象の火急的察知と通報連絡は、防災上きわめて重要なことであるが、現行の施設においては、なお十分と認められないものがあるので、予報の適確を期し、不測の災害を防止するため、次の諸事項について特段の措置を講ぜられたい。

記

- 1 気象観測レーダーの増設
- 2 気象通信施設の近代化
- 3 防災気象調査の拡充
- 4 気象通報伝達組織の整備
- 5 水害対策気象業務の整備拡充

(理由)

気象観測業務が、災害の予防、交通安全の確保及び産業振興の上に極めて重要な業務であることは、言をまたないところであるが、年々歳々の台風、豪雨災害或いは、周期的に訪れる冷害凶作等異常気象による災害時の実態からして、現在の気象観測陣並びに通報伝達施設になお不十分と認められるものがあるので、

- 1 台風、豪雨、雪に極めて効果の大きいとされている気象観測レーダーについて、現在北海道にあつては、函館に1カ所認められただけであり、広大な北海道としてはなお不十分であるので、札幌、稚内、釧路に是非レダ

一を設置されたい。

- 2 異常気象の火急的察知と通報連絡は、防災上きわめて重要なことであるが、現状における気象機関の通信施設では、異常時の対策としては、なお不十分と認められるので、全道的な通信施設の改善をはかり、かつ、気象通信施設の近代化を早急に実施されたい。
- 3 適切な地域防災予警報を確保するため、必要な専門官（防災気象官）の増強をはかり、防災気象調査を一層強化されたい。
- 4 気象災害に被むる社会的分野の広汎性及びその分野毎の要求内容の多岐にわたる実態にかんがみ、気象通報伝達組織の整備は特に重要と認められるので、分野毎に系統伝達が迅速に末端まで浸透できるよう行政措置を講ぜられたい。
- 5 北海道における水害対策業務は、近年除々に整備されてはいるが、なお未整備地域が多いので、特に今次7月豪雨災害の際点となつた胆振、後志地区を中心に残地域全部の早期整備をはかられたい。

以上の諸事項について、特段の措置を講ぜられ、もつて、これ等災害を最少限度に防止されるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大蔵大臣
運輸大臣
気象庁長官
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第2号

(36.9.15原案可決)

北海道における7月集中豪雨災害復旧
対策に伴う地方財政措置要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和36年9月14日

提出者	北海道議會議員	杉 本 栄 一
同		林 利 博
同		井 口 丞 み
同		佐 野 法 幸
同		橋 本 清次郎
同		堀 野 豊 夫
同		渡 辺 浩
同		中 山 信一郎
同		池 田 信 孝
同		岩 田 留 吉
同		津 川 直 一
同		阿 部 英 一
同		藤 枝 義 見

北海道議会議長 徳 中 祐 満殿

北海道における7月集中豪雨災害復旧
対策に伴う地方財政措置要望意見書

今次、北海道における7月集中豪雨災害の被害甚大なる実情にかんがみ、これが復旧対策の円滑なる推進をはかるため、次の地方財政措置を講ぜられ、その万全を期せられるよう強く要望する。

記

- 1 災害対策費の財源として、特別交付税の増額配付を願いたい。
- 2 公共施設災害復旧事業費の地方負担に対する全額起債を認められるとともに、特に単独災害復旧事業に充当した地方債にかかる元利償還費について、地方交付税の算定率の引き上げ措置を講ぜられたい。
- 3 市町村に対する起債許可1件金額を50万円に引き下げられたい。

(理 由)

北海道は、台風、集中豪雨、融雪等により、連年甚大なる災害をこうむり、その被害額も年々激増の一途をたどっているが、これが完全な復旧をみないうちに、今次7月の集中豪雨により、20市、135町村にわたり、被災総額193億7千万円余の巨額に達する本道災害史上、まれに見る災禍をこうむり、その打撃はまことに深刻なものがああり、降雪期を日睫に控え、罹災者の深憂はもとより、道民全体に及ぼす影響は、まことに憂慮されるものがある。

本道においてろは、災害発生と同時に、被害甚大なる町村に対し、災害救助法の発動を行ない、応急措置を講ずるとともに、関係市町村と連繫のもとに復旧対策に全力を傾けてきたところであるが、被災市町村の多くは、その財政力がきわめて脆弱であるばかりでなく、開発途上にあつて、諸種の事業も累積し、これが財政投資は容易でなく、道もまた、現在の財政事情下にあつて、これが復旧諸対策の実施に万全を期し得ない実情におかれており、まことに憂慮にたえないものがある。

よつて、国においては、これら地方財政事情と今次大災害の実態にかんがみ、頭書各事項の財政措置を講ぜられ、もつて、これが災害復旧の円滑なる推進をはかり、道民生活の安定を期せられるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治大臣
内閣官房長官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書とする。）

北海道における治水事業の促進に関する
要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和36年9月15日

提出者	北海道議会議員	秋山孝太郎
	同	千葉軍治
	同	斎藤正志
	同	大石利雄
	同	黒松秀夫
	同	竹内重雄
	同	尾崎勇
	同	奈良敬藏
	同	熊谷不二夫
	同	大沢重太郎
	同	川口常一

北海道議会議長 徳中祐満殿

意見案第3号

北海道における治水事業の促進に関する
要望意見書

今次、北海道における7月集中豪雨災害の被害甚大なる
実情にかんがみ、左記治水事業の促進について特段の措置
を講ぜられたい。

記

- 1 治水事業10カ年計画の早期且つ拡大施行を図り、特に
暫定断面の嵩上げ、既設ダム下流沿岸の整備を早急に実
施せられるよう配慮せられたい。
- 2 石狩川等治水工事の予算を増額し、工事の促進を図り、
特に揚水施設、排水施設逆水門等を完備せられたい。
- 3 現に建設中又は計画中のダムについては、洪水調節能
力を付与するとともに、早期完成をはかられたい。

(理由)

北海道における河川は大小2,300余、流域には130万余
町歩にわたる農耕適地を擁しているが、その多くが未改修
の原始河川であるため、戦時中の森林乱伐による山地河川
の荒廃に起因し、降雨、融雪出水時の被害がきわめて甚大
であり、しかも、年々増加の傾向にてあり、殊に今次、7
月集中豪雨災害においては、本道災害史上からも稀に見る
大被害を蒙り、これが水害禍防除のための治水事業の促進
は目下の急務とされている。

しかして、本道におけるこれら治水事業は、他府県に比
しその歴史が浅く、従つてその実績もきわめて低く、本議
会は数次にわたり議決をもつて治水事業の促進について要
望してきたところであるが、未だ充分な措置が講ぜられて
いない実情にあり、災害防止上まことに憂慮に堪えないも
のがある

よつて、国におかれては、北海道総合開発推進の見地か
らも、治水事業10カ年計画の早期かつ拡大施行を図られる
とともに、今次北海道における7月集中豪雨災害の実態に
かんがみ、特に頭書各事項の実現を図り、もつて道民生活
の安定向上を期されるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣総理大臣
建設大臣
大蔵大臣
内閣官房長官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通(国会には請願書として提出す
る。)

意見案第4号

北海道における治山事業の促進に関する
要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出します。

昭和36年9月15日

提出者	北海道議会議員	松尾三良
	同	池田金助
	同	堀重平
	同	千葉大作
	同	神部俊郎
	同	斎藤幹正
	同	竹村マヤ
	同	水島ヒサ
	同	福島新太郎
	同	井野正揮
	同	五藤義正

北海道議会議長 徳中祐満殿

意見案第4号

北海道における治山事業の促進に関する
要望意見書

今次、北海道における7月集中豪雨災害の被害甚大なる
実情にかんがみ、治山事業10カ年計画の早期且つ拡大施行
を図られるとともに災害の早期復旧をはかられたい。

(理由)

北海道における森林面積は530万ヘクタールを有してい
るが、戦時中の森林乱伐、数次にわたる台風災害等による
山地河川の荒廃に起因し、降雨、融雪出水時の被害がきわ
めて甚大であり、しかも、年々増加の傾向にあり、殊に今
次、7月集中豪雨災害においては、本道災害史上からも稀
に見る大被害を蒙り、これが水害禍防除のための治山事業
の促進は目下の急務とされている

しかして、本道におけるこれら治山事業は、他府県に比しその歴史が浅く、従つてその実績もきわめて低く、本議会は数次にわたり議決をもつて治山事業の促進について要望してきたところであるが、未だ充分な措置が講ぜられていない実情にあり、災害防止まことに憂慮に堪えないものがある

よつて、国におかれては、今次北海道における7月集中豪雨災害の実態並びに北海道総合開発推進の見地から、治山事業10カ年計画の早期且つ拡大施行をはかるとともに、災害により発生した荒廃林地について早期復旧をはかり、もつて、森林資源の確保と道民生活の安定向上を期されるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣 }
 建設大臣 }
 農林大臣 } 各通(国会には請願書として提出する。)
 大蔵大臣 }
 内閣官房長官 }
 北海道開発庁長官 }
 衆議院議長 }
 参議院議長 }

(理由)

農地及び農業用施設の災害復旧工事については、原則として単年度に完成させなければ、明年度の営農に支障を来たすことになるので、従来国の補助金の交付状況では3、5、2の比率となつてゐるため、金融機関よりの借入金によつて繰り上げ施行をせざるを得ない状況にあり、その間の利子補給金が農家負担を一層加重ならしめる結果となるので、単年度において交付されるよう特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣 }
 大蔵大臣 }
 農林大臣 } 各通(国会には請願書として提出する。)
 内閣官房長官 }
 北海道開発庁長官 }
 衆議院議長 }
 参議院議長 }

意見案第5号

(36.9.15原案可決)

農地及び農業施設災害復旧補助金に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和36年9月15日

提出者	北海道議會議員	西 島 順 三
	同	森 春 一
	同	橋 本 正 啓
	同	山 田 動
	同	奥 野 善 造
	同	岩 田 徳 治
	同	清 水 健 次
	同	堀 田 毅
	同	樋 口 哲 男
	同	道 下 美 作
	同	遠 藤 英 吉
	同	二 瓶 栄 吾

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

意見案第5号

農地及び農業用施設災害復旧補助金に関する要望意見書

農地及び農業用施設の災害復旧工事については、当該年度に補助金の全額を交付せられたい。

各派交渉会

常任委員会

○9月12日 午後1時33分、各派交渉室において開議、午後4時59分散会。

- ① 第1回臨時道議会の運営について協議、会期は、9月12日から15日まで4日間、休会は明13日1日とし、14日再開することに決定。
- ② 水害対策特別委員会の調査経過及び結果の委員長報告を知事の提案説明前に行なうこととし、水害対策特別委員会は今期臨時会をもつて調査終了の取扱いとすることに決定。
- ③ 提出議案及び水害関係の陳情14件は一括して水害対策特別委員会に付託することに決定。
- ④ 文教林務委員会より要求の高校急増対策関係の請願、陳情17件を文教林務委員会に付託したことを了承。
- ⑤ 清水議員(社)より、通告の檜山地方における集中豪雨災害についての緊急質問を水害対策特別委員長報告の後に日程に追加して許可することに決定。
- ⑥ 水害対策に関する議会費予算を異議なく了承。
- ⑦ 本日の議事は、日程第1会議録署名議員の指定、日程第2は、会期決定の件、日程第3は、陳情第778号ないし第791号を水害対策特別委員会に付託し、日程第4は、水害対策特別委員長の調査経過及び結果についての報告、日程第5は、提出議案に対する知事説明を聴取することに決定。

○9月14日 午後2時38分、各派交渉室において開議、午後3時52分散会。

- ① 議事進行の都合により取敢えず時間延長のみ行なうこととして、午後2時43分休憩、午後3時49分再開。
- ② 本日の議事は、日程第1、議案第1号ないし第10号について水害対策特別委員長の報告の後、議決すること、日程第2は、陳情審査の件について委員長報告を省略して議決すること、以上の順序にて議事を進めることに決定。

○9月15日 午後2時37分、各派交渉室において開議、午後2時40分散会。

- ① 本日の議事は、日程第1水害対策関係の意見案第1号ないし第5号について提出者の説明並びに委員会付託を省略して議決すること、日程第2は、水害対策特別委員会の調査終了を議決することに決定。
- ② 文教林務委員会付託の請願、陳情の閉会中継続審査及び農務、水産各委員長より要求の事務調査について委員会より申し出のとおり承認することに決定。

総務委員会

○9月11日 午前11時20分、第1委員室において開議、午後零時22分散会、委員長 杉本栄一(自民)

一般議事

- ① 総務部長、財政課長より、第1回臨時道議会に提案する7月災害関係の案件について説明を聴取。
- ② 佐野委員(社)より、9月5日の檜山地方における豪雨災害について報告はないのか、檜山の外に被害をうけたところはないか、小部落で10戸程度の被害に対する救済措置をどうするか、
渡辺委員(社)より、檜山地方の豪雨災害の取り扱いについては7月水害と同様の適用をうけても差し支えないものと思う、現在までどのような手を打っているか資料提出方
について質疑及び資料要求があり、総務部長より答弁。
- ③ 地方課長より、先に佐野委員(社)より要求のあつた固定資産税の減税額等に関する資料について説明を聴取の後、

佐野委員(社)より、固定資産税の減税に伴い住民税の引き下げの要求がでてくると思うが、札幌を標準として他の市町村を対比した場合どのような割合になるか、また、市町村民税の個人所得割の課税状況等の資料提出方、

津川委員(社)より、固定資産税の減税問題に関し、各町村で問題が起きているがこの調整をどのようにするのか、減税による歳入欠かんを地方交付税で埋める自信があるか、道の一方的な指導について町村が了解したといわれているがその状況はどうかについて質疑があり、総務部長より答弁、ついで佐野委員(社)より、固定資産税の減税額13億円のうち北電はいくら減税になるか、市町村民税を特別割引してかける町村があると思うがどのような実情になっているか、次回委員会において答弁願いたい、

津川委員(社)より、固定資産税に関し、別海村は1.8%しかとっていないがこれを引き下げるとなると大きな痛手を被むることにもなる、これと類似の町村の財政状況を資料で提出されたことについて質疑及び資料要求があつた。

- ④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 壮瞥村の町制施行について 壮瞥村長
- (2) 穂別村の町制施行について 穂別村長

○9月13日 午前10時52分、第2委員室において開議、午前10時53分散会、委員長 杉本栄一(自民)

一般議事

- ① 委員長より、水害対策特別委員会から引継ぎを受けた問題で当面最も緊急を要する北海道における7月集中豪雨災害復旧対策に伴う地方財政措置の件及び気象観測施設の整備強化に関する件について中央折衝を行なう必要があるため意見書を作成した旨を述べ、配付の案文のとおりとすることについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで治水事業の促進に関する意見書については建設及び文教林務の両委員会の所管であるが、この中に金山ダムの字句を挿入することについて了承を求め、異議なくこれを了承。
- ② 本日決定の意見書に基づいて中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣時期等については各党と協議の上決定することとした。

○9月18日 午後3時10分、第1委員室において開議、午後3時24分散会、委員長 杉本栄一(自民)

一般議事

総務部次長(高元)より、去る9月16日から17日にかけて本道を襲った台風18号の被災状況について説明を聴取の後、

佐野委員(社)より、紋別では雨量40ミリをこえており、家屋全壊10戸もある、また学校の屋根などはほとんど飛んでいる状況であり軽微な被害とはいえない、これらの修理をどのようにして行なうのか、再度被害状況を調査されたい、

橋本(清)委員(社)より、果樹の被害はどうか、

津川委員(社)より、水田被害700ヘクタールであるというがもつと大きい被害を受けている、何故早く状況を把握できないのか

等について質疑があり、総務部次長(高元)より答弁の後、委員長より、明日の委員会で詳細に報告されたい旨要望があつた。

○9月19日 午前10時40分、第1委員室において開議、午後4時40分散会、委員長 杉本栄一(自民)

一般議事

① 井口委員(社)より、空知、上川両支庁管内における道有財産の管理状況及び警察庁舎の増改築並びに産炭地の財政状況の調査について報告があつた後、

佐野委員(社)より、支庁の財産管理についてどの位の人員を配置しているか、現在の道有財産の管理は機構上及び執行上不備であると思うが、今後どのようにすることが望ましいか、また企業局を設けるとか専業を一括するような構想はないか、

井口委員(社)より、職員住宅に関し、警察職員、道

職員及び教職員との間にアンバランスがあること、また企業局の構想に関連して道有財産の適正な運営管理によつて相当程度の冗費がはぶけるのではないかと

橋本(清)委員(社)より、公安関係及び教育関係の管理責任者は誰か

等について質疑及び意見があり、管財課長、同課長補佐より答弁があつて、異議なく報告を了承。

② 佐野委員(社)より、議員の道内視察調査に関連して随行職員の旅費が赤字になる状況であるが、これについて副議長の見解はどうか

について質疑があり、副議長より応答。

③ 佐野委員(社)より、年少者の犯罪統計の中で14歳未満の犯罪が急増しているがこの状況はどうか、また産炭地における現況はどうか、少年犯罪の多発地帯はどこか、

津川委員(社)より、少年犯罪増加の原因は何か、青少年問題協議会の活動のいふ原因は何か、モデル地区を指定してやつていないところはどこか、

林副委員長(自民)より、この問題は警察ばかりでなく、教育、民生等総合的な対策が必要である、

渡辺委員(社)より、関係機関を利用することを検討してはどうか

等について質疑及び意見があり、道警本部防犯少年課長より答弁。

④ 佐野委員(社)より、暴力事犯に関連して最近旭川競馬の際、暴力団が暴力をふるつたため開催を1日延期したという事件があつたが、競馬と暴力団との関係はどうか、このような取り締まりはどこで所管し、どのように扱っているか、

橋本(清)委員(社)より、道営競馬開催に際し縄張り団体に御布施をもつていつているが調べて徹底的に措置されたい

ことについて質疑があり、道警本部総務部長、捜査第二課長より答弁。

⑤ 佐野委員(社)より、固定資産税税率の引き下げを決定した町村の数及び今後の見通しはどうか、軽減の方法を市と町村に区別して指導している理由、減収補てんのできない町村については特別交付税で補てんするのか、市の減収分は全額埋められると考えてよいか、地方交付税法第3条の規定の中に減税の趣旨は含まれているか、道の主張してきた特殊条件がそのまま認められたのか、交付税の伸びを減税にふりかえるとなると今後は特殊条件を主張できなくなるのではないかと、減収補てんのされない町村はまとまった固定資産があるから補てんしないということか、固定資産税と住民税との割合はどのようになっているか、市民税を引き下げた分については補てんを考へているか、住民税を引き下げる意思があるか、住民税課税方式の世し書を

採用している町村の実態はどうか、固定資産の指示価格、評価額とも差があり不均衡であるが、この解消をどのように配慮していくのか、

橋本(清)委員(社)より、固定資産税率の引き下げを決定した市はあるか、1.7%まで引き下げた場合の穴埋めをどうするか、不動産の評価はどのようにして行なうのか、各市町村の評価が不均衡の場合、知事報告で修正させることができるのか、評価額については全国的な標準みたいのものがあるか、また他府県とのバランスについて調査をしているか、道内の賃貸価格は全国的にみてどうか、

渡辺委員(社)より、同一会社の工場が他町村にあるため固定資産税率の均衡が乱れているがどう考えるか、減税と交付税の増額を結び付けなければならないのか、自治省は税率を下げることに認めたのかどうか、自治省は評価額の法的基準を作るよう検討しているが、道もこれに協力してやるべきでないか、

津川委員(社)より、災害等についても財源補てんはできるのか、等について質疑及び意見があり、地方課長より答弁。

○9月29日 午後2時37分、第1委員室において開議、午後3時46分散会、委員長 杉本栄一(自民)

一般議事

- ① 中山委員(自民)より、北海道における7月集中豪雨災害復旧対策に伴う地方財政措置並びに気象観測施設の整備強化に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なく報告を了承。
- ② 総務部長、財政課長より、第3回定例会に提出する案件について説明を聴取。
- ③ 統計課長より、積雪寒冷地の生計費実態調査結果について説明を聴取。

厚生委員会

○9月7日 午後1時47分、第1委員室において開議、午後4時40分散会、委員長 原田伊曾八(自民)

請願、陳情の審査

請願

- 第468号 結核治療費全額公費負担制度の完全実施要望の件 (採択)
- 第493号 北海道柔道専門学校に対し助成の件 (保留)

陳情

- 第532号 看護婦養成所設置の病院に対し助成の件 (採択)
- 第702号 公衆浴場配置基準の再検討要望の件

(採択)

- 第726号 幌延町寒別地区に道立診療所設置の件 (取り下げ)
- 第732号 道公衆浴場法施行条例の改正並びに特別措置の件 (保留)
- 第739号 小児マヒ対策促進の件 (採択)
- 第740号 木古内保健所に毒蛾防除対策指導本部存置の件 (採択)
- 第748号 青蛾防除費に対し助成の件 (採択)
- 第755号 公衆浴場の適正配置及び育成強化の件 (保留)

一般議事

- ① 委員長及び山元副委員長(自民)より、伝染病予防費増額に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なく報告を了承。
- ② 衛生部長より、道立血液銀行の日赤移管について説明を聴取。
- ③ 中野委員(社)より、砂川保健所復旧に関し、機材、器具等ほどようになってきているか、早急に復旧対策を講ぜられたい

ことについて質疑及び要望があり、衛生部長より答弁。

- ④ 明8日午前10時より委員会を開くことに決定。
- ⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

北海道柔道専門学校に対し助成の件
道柔道専門学校理事

○9月8日 午後1時26分、第1委員室において開議、午後3時45分散会、委員長 原田伊曾八(自民)

請願、陳情の審査

請願

- 第153号 留萌地区に道立養老施設設置の件 (保留)
- 第417号 江差町に養老施設設置の件 (保留)
- 第461号 旭川市に結核後保護施設設置の件 (保留)
- 第498号 士別市立養老院建設に対し助成の件 (保留)

陳情

- 第162号 道立無料養老施設設置の件 (保留)
- 第212号 留萌市に道立養老院設置の件 (保留)
- 第355号 豊富町に養老施設設置の件 (保留)
- 第699号 旭川市に道立結核回復者後保護施設設置の件 (保留)
- 第700号 結核患者の後保護施設拡充強化の件 (保留)
- 第749号 結核入院療養者の生活困窮者に対し夏期救護措置の件 (採択)

第 758 号 北洋独航船乗組員船員保険標準報酬額の
適正賦課要望の件 (採択)

一般議事

道内調査(道東及び道南方面)について配付の日程案
のとおり実施することに決定。

○9月15日 午前11時46分、各派交渉室において開議、午
後零時3分散会、委員長 原田伊曾八(自民)

一般議事

委員長より、水害対策特別委員会からの引継事項に
ついて中央に対する要望事項及び知事に対する要望事
項のうち追加事項があればこれを取り上げて審議した
い旨を述べ、ついで理事者の説明を求め、衛生部長、
民生部長より説明を聴取の後、

中野委員(社)より、砂川保健所の復旧について今後
厚生省に対してどのような方法で立地条件を理解させ
るのか、防疫補助率はいくらか、

山下委員(社)より、生業資金1世帯当り8万円と予
算書にあるが、最高額は10万円ではないのか
等について質疑があり、衛生部長、民生部長より答弁。

商工労働委員会

○9月5日 午前10時3分、各派交渉室において開議、午
後零時22分散会、委員長 伊藤作一(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第 703 号 観光事業を北海道東北開発公庫の融資対
象業種に指定の件 (採択)

第 705 号 国鉄岩内線前田駅及び幌延駅の貨物集約
化計画に対し要望の件 (採択)

一般議事

① 湯田委員(社)より、直行者制度が全廃されるやに聞
くが従来どおりの形でやっってもらいたい
について質疑があり、労働部長より答弁。

② 商工部長より、札幌中央信用組合の不正事件に関す
るその後の状況について説明を聴取の後、

湯田委員(社)より、金融機関であるから信用の失墜
ということは大きな問題であり、責任の所在を明らか
にすべきである、この事件の裏には派閥争いがあり一
層問題を複雑にしている旨聞いているので道としても
早急に解決するよう指導されたい、

吉田委員(自民)より、後任の理事長推選を道に依頼
してきた経緯及び道の考え方
について質疑及び要望があり、商工部長より答弁。

③ 湯田委員(社)より、産炭地振興対策の政府案が発表
されたが、この中に北海道地区が入っていないが何か

聞いているか、北海道も産炭地振興対策にのり遅れな
いよう具体的計画を樹立すべきでないか、観光行政の
振興に關し、北海道の観光はアイヌ、熊及びマリモ等
でPRされているが、本当の北海道の姿を知らせるべ
きでないか、また男女混浴については観光客から批判
がでているがどのように考えているか、具体的な道の
指導方針を示すべきでないか、

太田委員(社)より、北海道商工会議所連合会が昭和
36年度より資金10億円をもつて観光開発公社を設立す
る旨新聞報道されているが、道はどの程度本問題にタ
ッチしているか、

伊藤(弘)委員(自民)より、金融引き締め及び原材の
値上り等により木材業者の経営は苦しくなつてきてい
るので融資の途を講ぜられたい、道の行なう観光地の
PRは特定の地域に片寄りすぎているきらいがあるので公平に行なわれたい、また温泉のボーリングにつ
いて公費補助をする考えはないのか、道は頭託金の枠を
拡大することにより、中小企業に対する融資枠の拡大、
宿泊施設に対する融資助成措置を講ずる考えはないか
等について質疑及び要望があり、商工部長、観光課長
より答弁。

○9月13日 午後1時12分、第1委員室において開議、午
後1時46分散会、委員長 伊藤作一(自民)

付託案件の審査

議案第8号(昭和36年7月の集中豪雨による被害中
小企業者の復旧事業資金の融資保証に伴う中小企業信
用保険法に基づく保険料の補給に關する予算外義務負
担の件)を議題に供し、商工部長、商務課長、電気事
業課長より説明を聴取の後、湯田(社)、太田(社)、廣
(社)、岡島(自民)各委員よりこの議案の取扱方につ
いて質疑及び要望があり、委員長より応答。

一般議事

委員長より、次回委員会開催について理事者と協議
して招集する旨を述べた。

○9月19日 午前11時13分、各派交渉室において開議、午
後3時20分散会、委員長 伊藤作一(自民)

請願、陳情の審査

請願

第 337 号 北海道ディーゼル機械興業株式会社に対し
出資の件 (保留)

第 467 号 自家発電の北電移管及び農民の負担軽減
実施の件 (保留)

陳情

第 704 号 美瑛市に道営失業対策事業実施要望の件
(採択)

第 741 号 浦河町上野深地区に電気導入要望の件

(採択)

一般議事

- ① 湯田委員(社)より、道南地区、嶺委員(社)より、道東地区の調査経過についてそれぞれ報告があり、異議なく報告を了承。
- ② 次回委員会の開催日は9月27日とすることに決定。
- ③ 湯田委員(社)より、職業訓練所の入所に対し道はどのような基準を設け指導しているか、また失対労務者の年齢層が高くなつてきているが、これに対してどのような指導対策を考えているか、高年齢者には何歳から生活保護法を適用するのか、また女子については共同授産所を作るといふ計画はどうかについて質疑及び要望があり、労働部長、職業訓練課長より答弁。
- ④ 嶺委員(社)より、函館市に総合的観光案内所を作る考えはないか、
湯田委員(社)より、観光についての座談会はどうなっているか、地下資源調査の実施状況はどうなっているか、中小企業設備合理化資金の貸付手続きが複雑なためその効果を充分あげていないようであるが道の見解はどうか、中小炭鉱に対する機械貸付状況の資料提出方、
太田委員(社)より、35、36年度分の商工信用組合に対する予託金の金額一覧表及び機械貸付の助成一覧表の提出方
について質疑及び資料要求があり、商工部長、観光課長、鉱工業課長より答弁。

○9月27日 午後1時56分、第3委員室において開議、午後3時58分散会、委員長 伊藤作一(自民)

請願、陳情の審査

請願

第337号 北海道デイズル機械製業株式会社に対し出資の件 (採択)

一般議事

- ① 鉱工業課長より、中小企業設備合理化促進条例による機械等貸付実績、地下資源調査所長より、昭和35年度事業報告及び昭和36年度事業計画、商務課長より中小企業維持振興資金信用組合配分額についてそれぞれ説明を聴取の後、
村本委員(社)より、店舗改善資金の市町村別、金融機関別の貸付状況はどうか、札幌職業訓練所の移設費はいくらか、科目、人員を増やすのか、函館の総合職業訓練所建設が3年目にやつと着工となつたのはどうしてか、室蘭職業訓練所の科目増設に關する要望をどう考えているか、労働部の来年度予算要求の中で訓練所の増設をどのくらい考えているか、地下資源調査所で調査した資源についてどう企業化の方向に進める

か、イルムケツプの石炭は有望と聞いているがそのままにしておくのか、水害を受けた中小企業者に対する融資対策として利子補給をやっているか、

古沢委員(自民)より、昭和36年度13億円の預託の内訳はどうか、

嶺委員(社)より、道南地方における地下資源調査はどの程度の予算でやるのか、砂鉄資源の調査に対する考え方はどうか、飲用水調査についてどのように考えているか、

吉田委員(自民)より、地下資源調査について技術的に簡単な方法でやれないか、最近における季節労務者の不足は失業保険制度が禍いしているのではないかと考えるがどうか、

太田委員(社)より、信用組合への預託は36年度5億8,000万円ということであるが年度内にこれ以上にふえるのか、信用組合に預託の割合が昨年度より低くなつてはどうか、労災会館建設について出資金はどのようになつてはどうか、釧路職業訓練所移転についての考え方はままとつてはどうか、

池田(穫)委員(自民)より、機械貸付の最高額はいくらか

等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、労働部長、商務課長、工鉱業課長、地下資源調査所長、職業訓練課長より答弁。

- ② 商務課長より、9月台風による大阪の道産物産幹旋所の被害状況について説明があつた。
- ③ 次回委員会の開催は委員長一任とすることとした。

農務委員会

○9月6日 午前10時48分、第1委員室において開議、午後零時25分散会、委員長 天谷平信(協)

一般議事

- ① 菅田委員(社)より、7月集中豪雨による農作物被害状況及び復旧状況調査の経過について報告、ついで農務部長より、本報告に關連して、災害予算要求の概要について説明を聴取の後、

菅田委員(社)より、病害虫防除費の国に要望している金額はどの位か、アワヨトウ対策はどうなつたか、飼料購入に対する補助はどのように考えているか、家畜を手放していることに対する部長の見解はどうか、關連して、

荒委員(社)より、病害虫防除費の国に要望している面積はどの位か、取巻皆無地区に対する防除対策はどうなつてはどうか、各地域の作柄を調査し適当な措置を講ずる考えがあるかどうか、

久米委員(自民)より、被害を受けないところにも薬

剤を散布したということを知っており、また後付的に薬剤を配付して散布したところもあるのでこれらの点を勘案の上善処されたい、

岡田委員(社)より、飼料購入の助成に関し、対象頭数及び予算額はどうか

等について質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁があつて、異議なく報告を了承、なお各町村からの要望事項については道において適切なる措置を講ずるよう努力すべきである旨を要望することに決定。

② 付託請願、陳情の審査については次回委員会において行なうことに決定。

③ 次回委員会の開催時期については臨時議会開会中に協議することに決定。

④ 渡部委員(社)より、農業改良普及員の異動に関し、時期及び方法をどのように考えて行なつたのか、現在通勤している者は何名いるか、また住宅対策はどうか、普及所運営費の地元負担軽減についてどのように考えているか、地元負担の内訳の資料提出方、

荒委員(社)より、改良普及員の異動については現実に動揺が起きており、このような大きな異動は極力避けるべきでないか、

委員長より、特に永年勤務していた者を対象として異動させたのではないか

等について質疑及び意見並びに資料提出要求があり、農務部長、農業改良課長より答弁。

○9月15日 午前11時18分、第1委員室において開議、午後零時58分散会、委員長 天谷平信(協)

一般議事

① 委員長より、水害対策特別委員会からの引継事項の取扱いについて諮り、

渡部委員(社)より、この問題は道で処置すべきものであつて今後の中央折衝の経過及び事態の推移をみながら処理してはどうか、

荒委員(社)より、本委員会に引継がれた事項は何か、

岡田委員(社)より、引継ぎについては常任委員長会議及び幹事長会議において協議したのではないか、天災融資法により融資を受けられる市町村及び総被害戸数等の資料提出方、

菅田委員(社)より、委員長はこの問題をどのように処理したいと考えているか

等について質疑及び資料要求があり、正副委員長より応答、委員長より本問題については次回委員会までに検討すべき問題点を整理し審議する旨を述べた。

② 渡部委員(社)より、国内産色豆類の保護措置に関する中央折衝についてはなお引き続き折衝を行なう必要があると考えるのでしかるべく取計らわれたいことについて要望があつた。

③ 委員長より、7月豪雨による農業関係被害復旧対策の件については所管事務調査として承認を求め、かつ閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

④ 次回委員会は9月20日午後1時より開くことに決定。

○9月20日 午後1時47分、第1委員室において開議、午後3時50分散会、委員長 天谷平信(協)

一般議事

① 農務部長より、7月集中豪雨による農業被害対策について説明を聴取の後、

菅田委員(社)より、病害虫防除用農薬購入費補助金交付に関する要綱案のできる見通し及びその内容はどうなっているか、薬草撒布の配分方法と基準はどうか、

岡田委員(社)より、要綱を作る場合、市町村の意見を聞かないで道独自の案を作るのか、副知事(中島)は3割未満の被災農家についてがまんしてもらうといっているがその根拠はどこからでたか、農作物病害虫防除費3,400万円をどのような根拠に基づいて要求したのか、

高橋委員(自民)より、3割というのは被災農家1戸当りの単位をいうのか、あるいは被害の程度による面積をいうのか

について質疑があり、農務部長より答弁。

② 農務部長より、9月16日の台風18号による農業関係被害状況について説明を聴取の後、

岡田委員(社)より、9月6、7日の檜山支庁管内における降雨被害対策については第2室戸台風の災害対策にあわせて対策を講ずるようにはどうか、天災融資法による3分5厘の資金融資地域の指定はいつ頃決定するか、また指定以外の地域対策をどのように考えているか、自創資金(6号資金)の金額はどの位いか、

石畑副委員長(自民)より、本別町の降電被害は7月集中豪雨災害対策と切り離して考えられているが、これの対策はどのようになっているか、被害状況の調査は行なっているか

について質疑があり、農務部長、農政課長より答弁。

③ 農務部長より、国内産色豆類の保護措置並びにてん菜生産者価格の引き上げに関する中央の動向及び見通しについて説明を聴取の後、

渡部委員(社)より、てん菜最低生産者価格の引き上げについては農業団体及び既設会社の意向も聞かなければならないと思うが道の見解はどうか、パリー計算によると6,000円上廻ると聞いているが、馬鈴薯価格との均衡はどうなるか、現在の原料標準量14万

7,000トンをそのままにして価格を引き上げる場合採算上どうなるか

について質疑があり、農務部長、畑作園芸課長より答弁。

- ④ 委員長より、国内産色豆類の保護措置並びにてん菜最低生産者価格引き上げに関する中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣期間及び派遣委員等については委員長一任とすることとした。
- ⑤ 十勝支庁管内における作況状況及び農業諸施設調査を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員日程等については委員長一任とすることとした。
- ⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。
てん菜最低生産者価格引き上げ及び色豆類の保護措置について 北海道農業協同組合中央会参事

建設委員会

○9月4日 午後1時21分、各派交渉室において開議、午後1時50分散会、委員長 秋山孝太郎(自民)

一般議事

- ① 委員長より、先般行なわれた道内調査(十勝、釧路、根室各支庁管内)の報告について本日は取りやめることとした承された旨を述べた後、道内調査の実施について休憩の上協議することとし、暫時休憩後、午後1時42分再開、道内調査については休憩中協議のとおり第1班は9月5日より10日まで網走支庁管内、第2班は9月6日より10日まで留萌、宗谷各支庁管内を調査することについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長より本日の議事はこの程度とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、一旦休憩(休憩中建築部長より渡米の挨拶があつた。)午後1時49分再開。
- ③ 明日の委員会は午前10時より開くこととした。

○9月5日 午後1時37分、談話室において開議、午後1時40分散会、委員長 秋山孝太郎(自民)

一般議事

- ① 委員長より、9月8日音更町において開催される水防演習大会に本委員会より竹内委員(社)を出席させることについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長より、次回の委員会開催期日について諮り、大沢委員(自民)より、各党理事に一任させてはどうか、大石委員(社)より、臨時議会開催中に水害対策委より連絡があると思うので会期中に行なつてはどうか、

奈良委員(自民)より、水害対策委より各常任委員長に対し今後措置すべき問題点について通知があると思う、また臨時議会開会前に各常任委員会が一齊に開く話も出ているのでその点含めておいてもらいたいことについて意見があり、委員長より、水害対策委より通知があればそのように取扱いたい旨を述べた。

○9月14日 午後4時32分、第1委員室において開議、午後5時16分散会、委員長 秋山孝太郎(自民)

一般議事

- ① 委員長より、水害対策委員会からの引き継ぎ事項のうち、早急に折衝すべき事項と考えられる治水事業の促進について配付の案文どおり意見書を発議することについて諮り、大石委員(社)より、「特に暫定断面の嵩上げ」の字句は対外的に使用されているのか、字句の使い方等一部訂正されたいことについて質疑及び意見があり、土木部長より答弁の後、委員長より、大石委員(社)の意見については事務当局と打合せの上調整したい旨を述べ、発議することに決定、暫時休憩の後、午後2時47分再開、委員長より、休憩中協議のとおり中央折衝及び道内調査の日程等については各党理事に一任する旨を述べた。
- ② 竹内委員(社)より、公営住宅の入居問題に関し、一般住民の入居が少ないが道は現在どのような指導を行なっているか、協議会の設置はどうか、大石委員(社)より、公営住宅入居に関する規定を作る考えはないか、公営住宅に自衛隊員が入居し1年位いで転出の後に外の自衛隊員が入居しているようだがこれらの指導はどうか、斎藤(正)委員(社)より、滝川市の場合、地方自治体職員が3割も入居しているが、入居する場合の判断に欠陥があるのではないか、今後どのように指導していくかことについて質疑及び意見があり、建築部長より答弁。
- ③ 次回委員会は9月19日午後1時より開議することに決定。

○9月19日 午後1時15分、第3委員室において開議、午後1時45分散会、委員長 秋山孝太郎(自民)

一般議事

- ① 委員長より、前回の委員会において一任されていた中央折衝及び道内調査については、中央折衝は9月21日より27日までの7日間、千葉(軍)副委員長(自民)、奈良(自民)、熊谷(社)大沢(自民)の各委員を派遣し、道内調査は9月21日より26日までの6日間空知支庁管内、委員長、竹内(社)、黒松(協)、川口(自民)、藤川(社)、斎藤(正)(社)の各委員を派遣することに決定し

た旨を述べた。

- ② 建築課長より、北海道防寒住宅建設等促進法施行に要する経費について説明を聴取の後、

千葉(軍)副委員長(自民)より、年間の研究費用ほどの位かかるか、暖房施設の整備等どのような計画を考えているか

竹内委員(社)より、寒地建築研究所で行なっている研究費とこの研究補助とは別個のものかについて質疑があり、建築課長より答弁。

- ③ 本日の議事はこの程度にとどめ、次回委員会開催日時については委員長一任と決定。

農地開拓委員会

○9月15日 午前11時23分、第2委員室において開議、午後零時54分散会、委員長 西島順三(自民)

一般議事

- ① 遠藤委員(社)より、昭和37年度開発予算並びに7月集中豪雨水害復旧に関する中央折衝の経過について報告、ついで農地開拓部長より、災害関係予算のその後の状況について説明を聴取の後、

樫本(正)委員(社)より、天災法の資金はその後どのようなになっているか、災害関係予算が成立したが復旧事業の進捗状況はどうか、災害の復旧費の年度割交付割合(3、5、2)の引き上げについてどのように考えるか、また三石の旧土人困窮者対策に関し、腹案はあるか、

二瓶委員(協)より、災害を受けた者の資金と負債整理資金とは別のものと思うがどうか、

清水委員(社)より、農業災害特に頭首工などは3、5、2の割合でなく初年度を10でやらなければならないと思う、今回の災害は上流の伐採による人災といえるのではないか、工事が完成したものについては全額補助するよう要請すべきであり、また金融機関から借りて工事を完成した場合は金利を安くするという制度を道で考えてもよいではないか、

奥野委員(自民)より、三石村の旧土人の問題に關連して、これは全般的な問題として考える必要があると思うがどうか、また大江村の災害復旧の設計で4,180万円をあげているが、これは概算か、この設計は入札できるようなものか、受益面積と受益者数はいくらか、

山田委員(社)より、今次の災害で小さな水利組合が作った農業用ダムの頭首工が相当やられているが、これの個人負担は莫大なものと思うがどうか、また救農土木工事について開拓農民をどの地域にどの程度工事に出すのか、個人で頭首工を作っているのは災害復旧の補助対象にならないが、これらを土地改良区に含め

て災害復旧を行なうことが必要でないか、今後これらを団体扱いとするのかどうか

こと等について質疑及び意見があり、農地開拓部長、土地改良課長、開拓経営課長補佐、総務課長より答弁、暫時休憩の後、午後零時35分再開。

- ② 委員長より、農業災害復旧補助金の単年度交付方に関する要望意見書を臨時議会に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、意見書の案文について委員長一任とすることとした。なお本件に関する中央折衝を行なうこととし、派遣時期及び派遣委員等については委員長一任と決定。

- ③ 道南地方の農地開拓事情調査を9月18日より22日までの5日間行なうこととし、派遣委員については委員会散会後各党内間で協議することに決定。

- ④ 委員長より、農家負債整理問題及び電気導入の問題についてはその取扱いの結論がでていないので時間の猶予を願いたい旨を述べた。

水産委員会

○9月9日 午後1時15分、第3委員室において開議、午後5時55分散会、委員長 西野吉一(自民)

一般議事

- ① 川村委員(社)より、高校生拿捕事件に関し事件発生後ただちに委員会を開催すべきではなかつたか、この点今後の委員会運営についての見解はどうかについて質疑及び意見があり委員長より応答。

- ② 委員長より、漁業法改正問題、近海安全操業及び拿捕漁民の早期釈放問題、北方見舞金の立法化問題、大型魚礁築設問題、漁業取締船建造費に対し国庫補助要望問題、漁船乗組員給与保険法の一部改正問題に関する中央折衝の経過について報告及び窪田委員(社)より補足報告があり異議なくこれを了承。

- ③ 水産部長より、中央情勢について説明を聴取の後、

川村委員(社)より、ノナップ貝殻島間のラインは危険ラインというがどうか、取締船はどちらの取締まりをするのか、またどのように行政指導などしているか、大型魚礁設置を公共事業費として要求しているが見通しがよくない、運動の方法が悪いのではないか、

沖野委員(自民)より、漁業法の改正に關連して道の要望している10海区が実現する可能性があるか、ニシン定置についてどのように中央折衝したか

についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁業調整課長より答弁。

- ④ 水産部長及び漁政課長より、水産業協同組合法改正に関する道意見案について、水産課長より、水産資源保護法改正に関する道意見案についてそれぞれ説明を

聴取の後、

委員長より、説明に対する質疑は次回委員会において行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ⑤ 大島(仁)委員(社)より、えび桁網漁業と桁網の特別採捕試験操業の限界について特別採捕の目的が達成されたか、採算に関する資料ができていないか、経済効果はどうか、特別採捕の海区が指定されているか、最近留筋において大型えび籠漁業が蔓延しているが資源保護の上から規制する考えはないか、えび桁網漁業は許可要綱どおり行なわれているか、船団操業の確立について要綱のとおり確立することは困難でないか、また要綱の中に船団の根拠地を指定すべきでないか、特別採捕はいつまで続けるのか、又特別採捕(11隻)とえび桁網漁業(19隻)との関連をどう処理するか、現在両方で30隻操業しているが、操業の採算から特別採捕11隻について検討すべきであると考えているのか、えびのほか他魚種が8割も混獲されているが、これをどう考えるか、特別採捕の許可要領を改正するというが、その時期及び内容はどうか、

川村委員(社)より、水産試験場長の答弁はえび桁網が他魚種を70%も混獲しているが沿岸漁業に影響はないということと同じ問題である

等について質疑、意見及び要望があり、漁業調整課長、水産試験場長より答弁。

委員長より、大島(仁)委員の質疑を次回委員会に保留することについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ⑥ 沖野委員(自民)より、利尻昆布の問題について19日に規格審議することになるがどうなっているか、9月以降、3月までの取締船の配置状況と鯖船の内容はどうか、釧路において取締船が必要だが37年度に建設するのか、ソ連イカダ事件についてその経過はどうなっているか、水産部に資源課を設置してはどうか、第2期総合開発計画が策定されているが水産部ではどう考えているか、等について質疑、意見及び要望があり、沖野委員(自民)質疑に対する答弁は次回委員会にて行なうこととした。
- ⑦ 次回委員会は11日午前10時に開催することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○9月11日 午前11時10分、第3委員室において開議、午後5時5分散会、委員長 西野吉一(自民)

一般議事

- ① 大島(仁)委員(社)より、留筋管内えび資源帯はどうなっているか、えびの特別採捕は向う何年に限定するのか、えび桁網の監視及び管理強化に対する見解はどうか、許可要綱で許可対象は組合と組合員との共同経営とあるが、共同経営とは何か、操業状況について報

告することになっているが水産試験場からの乗船を強化すべきではないか、操業船11隻の海域指定はどうなっているか、資源保護の上から見てえび桁の隻数を制限すべきではないか

について質疑及び意見があり、漁業調整課長、水産試験場長より答弁。

- ② 坂下委員(社)より、杏形漁業組合についての資料を前回要求しておいたがどうなったか、報告できない根拠はどうか、この取扱いに対する委員長の見解はどうか、等について質疑があり、委員長より応答、水産部長、漁政課長より答弁、午後零時一旦休憩、午後1時50分再開。

- ③ 水産試験場長、漁業調整課長、水産部長及び漁政課長より、前回の委員会における沖野委員(自民)の質疑に対し答弁があつた後、

沖野委員(自民)より、資源については道のどの課で漁民を指導しているか、独立した課を設けるべきではないか、第2期総合開発計画案について提出される前に委員会に説明してもらいたい

ことについて質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁業調整課長、漁政課長より答弁。坂下委員(社)より、沖野委員から出た資源課設置の問題に關し、休憩して意見をとりまとめた旨の議事進行についての発言があり、午後4時20分一旦休憩、午後4時42分再開、

坂下委員(社)より、資源課設置問題について結論はいつまでに出すか、について質疑があり、水産部長より答弁。

- ④ 委員長より、道内視察の日程等は委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。次回委員会開催は委員長一任とすることとした。

○9月13日 午前11時20分、第3委員室において開議、午後3時45分散会、委員長 西野吉一(自民)

一般議事

- ① 委員長より、去る12日に開かれた水産委員会理事会の協議経過についての報告並びに7月集中豪雨災害の水産関係応急復旧対策の取扱いについて報告があり、沖野委員(自民)より、日高、後志地区の視察を決めた理由は何か、

坂下委員(社)より、水協法並びに北方見舞金問題に關する中央折衝についての委員長の見解はどうか、

大島(仁)委員(社)より、中央折衝について拿捕された未成年者の釈放要請も入れてはどうか、また、委員会として意思統一を行なうべきではないか

等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答。

- ② 7月集中豪雨水産関係被害状況について水産課長、

漁政課長より説明を聴取の後、

沖野委員(自民)より、後志、檜山支庁以外の被害状況はどうなっているか、

窪田委員(社)より、災害復旧について被害額と借入希望額の差額は地元民の負担となるのか、

松平委員(自民)より、ホツキ貝の被害状況はどうなっているか

等について質疑があり、漁政課長より答弁、午後零時33分休憩、午後1時37分再開。

- ③ 水協法改正に関する道の意見案について、坂下委員(社)より、漁業協同組合設立の認可について規模を旧市町村以上とするとあるがこれ以外に方法はないか、正組員に該当しない漁業経営者は定款の定めるところにより準組員とすべきであるといっているが、漁業経営と漁業従事者との関連はどうか、仲買人、取引先商社等は組員とみなすことが望ましいとあるが、この点どのように考えるか、漁業協同組合の漁業自営が組合の他の経済事業に悪影響を及ぼすことのないよう何らかの規制措置を講ずるといっているが、どのような規制措置をとるのか、業種別漁業協同組合に対する措置について従来のものに対しても行なうのか、漁業協同組合連合会に対する知事の監督はどの程度のものか、組合指導組織について農協法における中央会のような強力な指導は図り得ない憾みがあるということはどういうことか、

窪田委員(社)より、水産物加工業者の将来をどのように考えているか、水産物加工の面において一貫した組織を研究すべきではないか、

沖野委員(自民)より、総代会の通知期間を短縮した場合、漁民の意見を十分にうけとることが出来るか、基金の受入れについて信用金庫のないところはどうか、組合員の資格についてはどうか、組合員の責任明確化並びに行政庁の監督、規制命令強化についてはどうか、

松平委員(自民)より、会員の資格について正会員をふやさないようにやつてもらいたい、

勢田副委員長(自民)より、漁業生産組合はいくつあるか、今後の育成方針はどうか、共同漁業市場について年内育成ができるようになってきているか、

委員長より、漁業協同組合の系統組織について漁連の下に漁信連を置くのか、中央会は現在の指導連のようなものか、

大高(仁)委員(社)より、指導連強化の趣旨はどうか、中央会設立について答申内容では都道府県単位となっているが他府県の実情はどうか

等について質疑、意見及び要望があり、水産部長、水産製品課長、漁政課長より答弁。

委員長より、水協改正に伴う道意見案について一応

承認することををはかり、異議なくそのことに決定。

- ④ 水産資源保護法の改正に伴う道意見案について、沖野委員(自民)より、水質汚濁に関する点はどうなっているかについて質疑があり、水産課長より答弁。

委員長より水産資源保護法改正に伴う道の意見案について一応承認することををはかり、異議なくそのことに決定、

- ⑤ 委員長より、中央折衝の内容と日程等について、水協法及び水産資源保護法改正に伴う件と37年度予算並びに北方見舞金法案等について要望することとし、日程は9月25日から28日まで4日間、各党それぞれ3名による一班編成とすることについてはかり、異議なくそのことに決定。

ついで道内視察について9月道議会終了後更に検討して実施したい旨を述べた。

○9月15日 午前11時40分、第3委員室において開議、午後零時5分散会、委員長 西野吉一(自民)

一般議事

- ① 水産課長、漁政課長より、7月集中豪雨災害対策並びに水産関係諸施設の調査実施について、それぞれ説明を聴取の後、

川村委員(社)より、コンブの被害等については河川の切り替え等土木部と打合せして応急措置すべきではないか、

麻里委員(自民)より、増毛及び浜益における、うにの死滅状況について調査したか

等について質疑があり、水産課長より答弁。

- ② 委員長より、水産関係水害対策問題について所管事務調査として閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ③ 坂下委員(社)より、昨日の常任委員長会議の内容はどうか、水害対策重要事項の取扱いについては各派交渉会で決めるべきではないかについて質疑、意見及び要望があり、委員長、副委員長より応答。

文教林務委員会

○9月4日 午前11時30分、第1委員室において開議、午後4時26分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

- ① 教育長より、国立工業高等専門学校設置に関する中央の情勢について説明を聴取の後、

五藤委員(社)より、本道は明年何校設置される見通しか、高専の誘致について文部省と事前調整の具体的話し合はなかつたのか、

千葉(大)委員(社)より、高専の誘致について道教委が原案を提示し、知事部局と話し合いの上、今回上京したのか、個所付について文部省の誰と話し合ったのか、知事は函館市高専誘致期成会の名誉会長に就任しているようであるがその経過はどうか、就任しているのであれば個所付を行なうに当り正常な姿でないと考え教育長の見解はどうか、短期大学期成会の名誉会長は現在やつているのか、北大学長の外、道内6国立大学長が全員一致で函館市設置を推している旨新聞報道されているがその経緯はどうか、先の中央折衝で文部省は9月半ばまでに具体化したいとの話であったがこれは道の意見をまとめてこいという考え方なのか、または道の意見の有無にかかわらず決定するという考え方なのか、道内の設置カ所についてどのように考えているか、なお2カ所程度要求すべきでないか、国立の場合は施設、設備等すべて国費でやることになるのか、また道教委としては何ら権限がないと思うがどうか、

井野委員(社)より、本日配布の資料では高専学校に対しては道教委に権限があるような扱いとなつていますがその考え方はどうか、9月半ばに個所付を行なうということであればすでに知事部局と話し合いがされていなければならないのではないかと、本件に関し、委員長はどのように対処すべきと考えるか、本道に対し明年度何校程度設置されるのか、また3カ年で何校設置されるか、誘致条件である工業振興地帯及び地元大学の協力に関連して、函館市を推している経緯はどうか、本委員会に知事の出席を求めたい

こと等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、教育長より答弁。

- ② 千葉(大)委員(社)より、神恵内村赤石小学校は集中豪雨による災害復旧が行なわれないため2学期の授業も開始できない旨新聞報道されているがこの状況はどのような状態になっているか、早急に工事を進められたいことについて質疑及び要望があり、施設課長より答弁。

③ 明5日午前10時より委員会を開くことに決定。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 町立小清水高校の間口増、全日制の設置及び道立移管について 小清水町長

(2) 道立高校の設置について

富良野町教育委員長

○9月5日 午後1時42分、各派交渉室において開議、午後4時34分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

- ① 委員長より、知事の本委員会出席等に関する知事との懇談内容について報告があつた後、五藤(社)、千葉(大)(社)、井野(社)、堀(社)の各委員より質疑、委員

長より応答、暫時休憩の後、午後3時37分再開、委員長より、五藤(社)、千葉(大)(社)、井野(社)の各委員より知事の出席要求があつたので知事にその意を伝え、出席を要請する旨を述べた。

- ② 教育長より、道内6大学学長に対する函館高専誘致期成会の陳情経緯について、財務課長より、高専の設置基準内容について説明を聴取の後、

井野委員(社)より、知事の2校程度獲得したいという根拠及び判断をどのように考えているか、将来1校増設できる見通しがあるか、明年度及び明年度以降を考へる場合順位を決めて置かなければならないのではないかと、

堀委員(社)より、函館工業短期大学誘致期成会の名誉会長に知事がいつ就任しその後いつやめたものか、この短大誘致期成会を高専誘致期成会に切りかえたのか、あるいは両期成会が発足しているのかどうか確かめられたい

ことについて質疑及び意見があり、委員長より応答、教育長より答弁。

- ③ 学事課長より、高校生の漁船拿捕釈放問題並びに私立高等学校の生徒急増対策問題について説明を聴取の後、

堀委員(社)より、私学の急増対策について40年度以降恒久化する場合に経営難をきたすおそれがあると思うが、このようなことから経営内容改善についてどのように考えているか、

水島委員(社)より、私立高校の場合女子に比し男子の学校が少ないと思うが今後どのように調整して行くのか、

千葉(大)委員(社)より、私立学校における急増対策計画は9月中旬までにできるかどうか、具体的計画の資料提出方

等について質疑及び資料要求があり、学事課長より答弁。

- ④ 明6日午前10時より委員会を開くことに決定。

○9月6日 午前11時25分、各派交渉室において開議、午後3時22分散会、委員長 松尾三良(自民)

請願、陳情の審査

請願

第472号 函館市に国立工業高等専門学校設置要望の件 (保留)

第474号 旭川市に国立高等専門学校設置の件 (採択)

第497号 室蘭市に国立高等専門学校設置の件 (採択)

陳情

第724号 函館市に国立高等専門学校設置要望の件

(保 留)

第 728 号 苫小牧市に国立工業高等専門学校設置の件 (採 択)

第 734 号 滝川市に国立又は道立高等専門学校設置の件 (採 択)

一 般 議 事

① 委員長より、昨日の委員会の決定により高専誘致問題に関し、知事に本委員会出席方要請したが現下の客観情勢から出席できないので了承されたい旨回答があつたと述べた後、千葉(大)(社)、五藤(社)、堀(社)、福島(自民)の各委員より質疑並びに意見の交換があり、委員長より応答、本委員会に知事の出席を重ねて要求することとした。

② 次回委員会を明後 8 日午前 10 時より開くことに決定。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 芦別市に道立工業高等学校設置について
芦別市議会議長
- (2) 沼田町に道立工業高等学校設置について
沼田町長

○ 9 月 8 日 午後 3 時 10 分、第 3 委員室において開議、午後 3 時 30 分散会、委員長 松尾三良(自民)

一 般 議 事

① 千葉(大)委員(社)より、9 月 26 日実施予定の小学、高校学力テストの実施学校名及びその内容についての資料要求があつた。

② 委員長より、6 日の委員会における高専誘致に関する請願、陳情の審査経過及び結果について報告の後、千葉(大)委員(社)より、採択された請願、陳情の経過及び結果をいつ道教委に通知するのか、正式の委員会において通知の手続きをとるべきでないか、

井野委員(社)より、高専誘致に関する請願、陳情の採択に当り、地区的配慮をしたのかどうかについて質疑があり、委員長より応答。

③ 明 9 日午前 10 時より委員会を開くことに決定。

○ 9 月 9 日 午後零時 46 分、各派交渉室において開議、午後 7 時 32 分散会、委員長 松尾三良(自民)

請 願、陳 情 の 審 査

請 願

第 472 号 函館市に国立工業高等専門学校設置要望の件 (採 択)

陳 情

第 724 号 函館市に国立高等専門学校設置要望の件 (採 択)

一 般 議 事

① 委員長より、知事の出席要求等の諸問題について知

事よりの回答を述べた後、堀(社)及び千葉(大)(社)の各委員より質疑があり、委員長より応答、知事の回答内容については後刻文書で提出することとした。

② 委員長より、高専誘致に関する請願、陳情の審査経過及び結果に対する理事者の説明を求め、教育長より説明を聴取の後、

井野委員(社)より、道内国立大学学長会議が函館市を推している経過及び同会議の函館誘致に関する趣意書についてどのように考えているか、調査、検討の加えられた過程及び論議された内容はどうか、

千葉(大)委員(社)より、北大学長が高専誘致に関し発言された内容を文書で提出方及び 6 日の委員会において採択した高専誘致に関する請願、陳情の審査経過及び結果については文書をもつて教育長に提示された

い、
五藤委員(社)より、先に教育長と北大学長とが面会した際、本問題について函館以外の他の地区を指定した場合にも既設大学の応援、協力をするという話し合いがされたのかどうか

等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、教育長より答弁、午後 2 時 12 分一日休憩、午後 6 時 47 分再開。

委員長より、先の委員会において要求のあつた知事出席方について本日知事の出席を得たので知事に対する質議を行なう旨を述べ、

千葉(大)委員(社)より、高専誘致については函館市に見通しがついた旨新聞報道されているが、この理由として道知事が函館市誘致期成会の名誉会長に就任していること、また、副知事(中島)は高専誘致の陳情者に対して函館市に決定している旨発言されていること等であるがこれについてどのように考えるか、知事は 2 校程度要請していると聞くが、これの実現見通し及び知事の決意はどうか、本問題については道教委より知事側にウエートがかかっているように思うが知事の見解はどうか

等について質疑があり、知事より答弁。午後 7 時 15 分一日休憩、(休憩中協議の結果、副知事(中島)の本件に対する発言、言動は誤解をまねくおそれがあり慎しむように伝えること、函館市に対し、事実と相違する行動をしていることに対し、遺憾の意を表すること、函館市の誘致の件について文部省に対してもこれを明らかにする措置を講ずべきであること、とすることに決定。)午後 7 時 22 分再開、

委員長より、休憩中協議の各事項については委員長において措置する旨を述べた。なお、五藤委員(社)より、関係方面に対する委員長の善処方要望措置については次回委員会までに文書をもつて提出されたい旨要求があつた。

○9月14日 午後3時28分、第3委員室において開議、午後4時37分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

① 委員長より、高等工業専門学校函館誘致に関する函館市の陳情に不適当なところがあるので函館市長、文部省、教育長にそれぞれ申し入れすることになつてしたが、案文ができたので決定されれば手続をとりたい旨を述べた後、

千葉(大)委員(社)より、この文書の取扱いについて文部省に対しては大臣、局長、課長にまで提出すべきである、函館市に対しては事務担当者個人に影響しないよう配慮して話し合いしてもらいたい、副知事に申し入れの文書は委員会に提示してもらいたいことについて要望があり、委員長より応答。

② 委員長より、7月集中豪雨災害対策(文教林務関係)について、水害対策特別委員会の報告に基づき意見書を作成した旨を述べた後、

五藤委員(社)より、治山事業10カ年計画に関する資料提出方、治山は従来通りの扱いでやるのかについて質疑及び要望があり、林務部長より答弁、委員長より、意見書の内容については更に検討したい旨を述べた。

○9月15日 午後零時14分、第1委員室において開議、午後5時10分散会、委員長 松尾三良(自民)

請願、陳情の審査

請願第500号ないし第502号及び陳情第768号ないし第777号の各案件は閉会中継続審査の取扱いとすることに決定。

一般議事

① 委員長より、先の委員会において決定した高等工業専門学校誘致問題に関する本委員会の考え方等については配付の文書をもつて、文部省、函館市長、教育長に対し措置したい旨を述べ、異議なくこれを了承。

② 千葉(大)委員(社)より、9月26日実施予定の小、高等学校の抽出学力テストはどのような観点から行なう考えか、テスト実施にあたっては、職員団体と話し合い業務命令を出さないうえに進めるといつているが、各学校の指定にあたっては命令によって決定したのか、職員団体との話し合いによって実施していく考えがあるか、指定校において諸般の事情から実施できない場合これを認めない考えか、指定校における放送施設の完備している所、テスト問題を書く所、ラジオ聴取教育を実習している所、ラジオはあるが視聴覚教育を実施していない所について資料提出方、高校において全日制と定時制は出題は違うのかどうか、当日学校行事の決定している指定校を変更する考えはないか、昨年度のテスト指定校で不実施の学校があるが何ら処罰の対

象になつていないが今回若し実施できない学校がでた場合昨年と違つた処分を行なう考えがあるか、34、35年度においてはどのような実態から教育委員会として不実施を認めたか、先に旭川で開かれた全道教育長会議において総務課長が学力テスト実施に教員が当たらない場合民間人をあてて対処するといつているが学校教職員でない者をテスターにあてて差支えないか、また、札幌市における町村教育長会議で学力テストに関する予算計上を要請しているが市町村においてはどの程度必要と考へているか、テスターに市町村教委職員をあてることは違法でないか、文部省が決めた抽出指定の経緯及び道教委はどれだけタッチしているか、国からくる100万円の市町村に対する配分方法等について質疑、教育長、総務課長、学校教育課長より答弁。

③ 堀委員(社)より、全道工業高校の設置されている地区及び普通高校で工業課程を有する所について図解による資料提出方、

福島委員(自民)より、ニセコ地域の固定公園昇格についての中央の動き、意見書をもつて中央折衝されたい、

委員長より、9月20日開催の国定公園審議会に道として何か所申請しているか、また当日利尻、礼文についても取り上げられるのか、20日の審議会で最終的に決定されるのかその見通し、

堀委員(社)より、高校生徒急増対策に関し、工業高校の全道分布状況を見ると旭川以北には1校もないがこれに対する道教委の見解はどうか、へき地における急増対策をどのように考へるか、高校教育と市町村財政との関係について特に赤字団体の町村立学校の道立移管について何等かの措置を講じてやるべきでないか、また道立移管に対する基本的見解、

井野委員(社)より、登別町においては1校分の生徒が他都市に通学しているがこのような地域に対する高校設置の考え方等について質疑、教育長より答弁。

④ 委員長より、高校生徒急増対策に関する請願、陳情は18日を日途に審査を進めること及び中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、明16日午前10時より委員会を開会することにした。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 苫小牧市に道立高校を新設すること及び既設高校の間口増について 苫小牧市総務部長

(2) 高等工業専門学校の誘致について

滝川市長

○9月16日 午後2時40分、第3委員室において開議、午後3時47分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

① 委員長より、高校生徒急増対策に関する請願、陳情

を一括議題に供し、

斎藤(幹)委員(自民)より、各案件に対しては先に各委員よりそれぞれ意見が述べられて一応思想統一がされているものと思うが更に暫時休憩して調整してはどうか、

井野委員(社)より、まず高校入学に対する道民の強い要請は就職、雇傭の基礎条件が高校卒業の資格に結びつけられていることを強く考えなければならないこと及び本問題はあらゆる問題に優先して措置されなければならないこと、更には本計画のカ所付けについては純教育的見地に立ち政党の介入等があつてはならないこと、その実施にあたり財政的理由により変更する場合は本委員会の問題として議会の審議を経た後でなければ変更しないこと等について本委員会の考え方として確認したい、

委員長より、井野委員(社)の考え方と同様である、この意見に対し教育長の見解はどうかについて質疑及び意見があり、教育長より答弁。

- ② 井野委員(社)より、本請願、陳情の審査にあつては小委員会を設置して審査してはどうかと意見があり異議なくそのことに決定、暫時休憩(休憩中、協議の結果私立学校における急増対策の資料を早急に提出すること、本問題の結論を早急に出すこと、小委員会の構成は正副委員長及び福島(自民)、竹村(自民)、千葉(大)(社)、井野(社)の6名とすることに決定)。
- ③ 委員長より、高校生徒急増対策に関する各案件は小委員会において結論を出すこと及び中央折衝の派遣委員は委員長一任とすること並びに道内調査の実施について諮り、異議なくそのことに決定。

○9月18日 午後6時40分、第3委員室において開議、午後7時15分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

- ① 池田(金)副委員長(協)より、高校生徒増対策に関する請願、陳情の小委員会における審査経過と結果の概要及び知事、教育委員長に対する高校生徒急増対策に関する要望決議の経過について報告。
- ② 委員長より、高校生徒急増対策に関する請願、陳情の審査について諮り、異議なくいずれも採択に決定、なお、知事教育委員長に対する要望決議については小委員会決定のとおりとすることに決定。ついで、井野委員(社)より、高校生徒急増対策に関する決議要望書に対する教育委員の決意を示されたいことについて質疑、教育委員(鈴木)より答弁。
- ③ 福島委員(自民)より、今後提出を予想される高校生徒急増対策に関する請願、陳情の取扱いをどのようにするか、井野委員(社)より、高校生徒急増対策の調査結果の

提出時期はいつか、

千葉(大)委員(社)より、先に本委員会で決定した高校生徒急増対策に関する決議要望書に対する副知事の決意表明はいつやるのか、委員長において本委員会の今日までの経過を説明し、その上で決意表明を文書で提出されるよう取計われたい

ことについてそれぞれ質疑及び意見並びに資料提出要求があり、委員長より応答、教育長より答弁。

- ④ 委員長より道内調査の日程案については調査委員の間で協議すること及び次回委員会は9月28日とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○9月18日 午後1時40分、各派交渉室において高校生徒急増対策に関する小委員会を開議、午後6時14分散会、小委員長 池田金助(協)

一般議事

- ① 小委員長互選については開議に先立つて協議の結果池田(金)委員(協)を小委員長とすることに決定。
- ② 小委員長より、高校生徒急増対策に関する請願、第7号外27件、陳情33件を一括議題に供し、井野委員(社)より、各案件の内容検討及び意見調整のため暫時休憩されたい旨の発言があり、午後1時45分休憩、(休憩中、各案件について検討協議の結果全部採択とすることに決定、なお高等学校生徒急増対策に関する要望書を知事並びに教育委員長に送付し善処を求めることに決定。)午後6時10分再開。
- ③ 小委員長より、付託各案件の審査及び知事、教育委員長に対する要望書については休憩中協議のとおり決定することについて諮り、異議なくそのことに決定、本委員会に対する報告については小委員長一任とすることとした。

○9月28日 午後2時47分、第3委員室において開議、午後5時40分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

- ① 堀委員(社)より、ニセコ積丹小樽海岸の固定公園昇格問題及び治山事業促進に関する中央折衝の経過について、また千葉(大)委員(社)より、渡島支庁管内の現地視察調査の経過についてそれぞれ報告があり異議なくこれを了承。
- ② 委員長より、先の本委員会で決定した高校生徒急増対策に関する要望決議について知事並びに教育委員長に提出した旨を述べ、ついで財政課長より、要望決議に対する知事部局としての所信を聴取の後、千葉(大)委員(社)より、先の委員会の決定は知事部局に伝え知事の本件に対する見解を文書をもつて答弁することになつていたので財政課長の答弁はどのようなききつからなされたものか、本要望決議に対し知

事の決意を文書をもって提出するよう取扱われたい、

五藤委員(社)より、本件は先の委員会では文書をもって提出するよう決定しているものである

ことについて質疑及び要望があり、委員長より応答、本件の取扱いについては知事部局側の見解表明を文書をもって提出方要望することについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ③ 教育長、財務課長、学事課長より、高校生徒急増対策に関する長期計画について配付の資料によつて説明を聴取の後、

千葉(大)委員(社)より、本資料中工業高校新設の項で赤平芦別地域というまぎらわしい表現をしているが考えはどうか、また普通課程を削減して工業課程をふやしていることはどういうわけか、

五藤委員(社)より、芦別、赤平地域における工業校新設はいつまでに結論を出すのか、高校急増対策の年次計画について資料提出方、白老、幌別など町立高校新設の計画が出るように聞いているが、このような動きとの調整はどのようになっているか、また普通課程に工業課程を併置することは教育効果の面でどうか、私学関係について本計画どおり実施できるものかどうか

について質疑、教育長、財務課長、学事課長より答弁。

- 9月30日 午後5時53分、第3委員室において開議、午後6時5分散会、委員長 松尾三良(自民)

一般議事

委員長より、先に本委員会において決定した高校生徒急増対策に関する要望決議に対する所信表明が知事より文書をもって提出された旨を述べ、ついで

堀委員(社)より、知事の本件に関する考え方は「そのようにしたい」とか「して参りたい」というような表現で決定的な表現がなされていない、いささか不満があるが一応了承する

旨の意見があり、委員長より応答、本日の議事はこの程度にとどめることについて諮り、異議なくそのことに決定。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

- 9月5日 午後1時30分、第1委員室において開議、午後3時25分散会、委員長 大島三郎(自民)

① 高田委員(社)より、去る8月29日開催の北海道開発審議会の経過概要について報告の後、異議なく報告を了承。

② 塚田委員(社)より、従来開発庁より開発予算を大蔵省に要求する前に非公式にはあるが本委員会の意見を徴する取扱いをしてきたが今回その手続きをやらなかつた理由、工業誘致委員会委員の委嘱及び観光事業等について何ら連絡がないが今後密接な連携をとつて進められたい、

荒委員(社)より、開発予算の事前説明の手续をとらなかつたのはなほ遺憾である、

川村委員(社)より、杉野目委員会の文化厚生部門が具体的に新聞報道されているが本委員会には何ら資料の配付がされていないのはどういう理由か、

山下委員(社)より、杉野目委員会の中間報告及び開発予算の内容を詳細に説明願いたい、なお最終答申案の出される時期はいつか

についてそれぞれ質疑、委員長より応答、企画部長より答弁。

③ 次に企画部長、財政経済主幹より、「積雪寒冷による増加生計費の理論計算」及び「昭和36年度北海道経済白書」について説明を聴取の後、高田委員(社)より、この資料配布の趣旨は第2期計画で格差を無くする考えであると期待してよいか、また理論計算の方は42,000円余計にかかるので減税されなければならないということか

について質疑及び意見があり、企画部長より答弁。

- 9月27日 午後零時15分、第1委員室において開議、午後1時10分散会、委員長 大島三郎(自民)

① 委員長より、昭和37年度開発予算要求額の内容については休憩して協議会形式で説明を聴取する旨を述べ、暫時休憩、(休憩中開発局開発計画課課長補佐より説明を聴取、)午後零時53分再開。

② 企画部長より、積雪寒冷地域生計費実態調査結果について説明を聴取の後、

荒委員(社)より、調査対象に農民が入っていない調査は不充分である別に考えているのかどうか、

高田委員(社)より、農漁家が入っていない調査資料は税制調査会に提出しても取上げてくれるのかどうかについて質疑、企画部長より答弁。

- ③ 委員長より、本日の議事はこの程度にとどめ明日午前10時より引き続き審議を行なうこととした。

○9月28日 午後2時34分、第1委員室において開議、午後5時散会、委員長 大島三郎(自民)

- ① 委員長より、北海道総合開発委員会の中間報告について各部門別に説明を聴取するが本日は時間の関係から第1次産業と人口想定の関係について説明を求める旨を述べ、企画部長、総括、農林、水産各主幹よりそれぞれ説明を聴取。
- ② 委員長より、本日の議事はこの程度にとどめ明日引き続き午前10時より第2次産業以後の分について説明を聴取することとした。

○9月29日 午前11時、第1委員室において開議、午後3時59分散会、委員長 大島三郎(自民)

- ① 委員長より、北海道総合開発委員会の中間報告について説明を求め、商工鉦主幹より、「第2次産業計画の概要」及び「第3次産業計画の概要」について、建設主幹より、「公共施設計画の目標」についてそれぞれ説明を聴取。

水害対策特別委員会

○7月26日 午後7時25分、第1委員室において開議、午後7時38分散会、委員長 川口常一(自民)

正副委員長の互選

- ① 蒔田臨時委員長(自民)より、委員長互選の方法について諮り、池田(信)委員(協)より指名推選の方法により川口委員(自民)を委員長とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定。
- ② 川口委員長(自民)より、副委員長互選の方法について諮り、池田(信)委員(協)より指名推選の方法により橋本(正)委員(社)を副委員長とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定。

○7月27日 午後2時24分、第1委員室において開議、午後3時35分散会、委員長 川口常一(自民)

- ① 7月集中豪雨災害状況について副知事(中島)より説明を聴取の後、
渡辺委員(社)より、夕張市にまだ災害救助法を適用していないのはどうしてか、適用基準はどうなっているか、
菅田委員(社)より、この後の災害状況報告はいつや

るか、岩見沢市の災害状況をどう把握しているか、
池田(信)委員(協)より、災害状況が次々と変つているが適確な資料はいつころ出せるか、現在までに推定される被害額はどれくらいか、中央に対する財政指導等の対策とその見通しはどうか、

大石委員(社)より、昨夜来石狩川の水流は減少しているが、地盤のゆるみなどにより危険な状態にある現在これにどう対処しているか、消防団、自衛隊に対する指導はどうか、被害調査は不公平にならないようにやつてもらいたい

等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、総務部次長(高元)より答弁。

- ② 委員長より、現地調査は31日以降において適確な資料を得てから行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。さしあたり罹災市町村に対し早急に見舞電報を打つこととした。
- ③ 委員長より、次回委員会は31日午前10時に開催することとした。

○7月31日 午後1時33分、第1委員室において開議、午後5時10分散会、委員長 川口常一(自民)

- ① その後の被害状況について副知事(中島)より説明を聴取の後、

山田委員(社)より、家畜の被害状況はどなつているか、水害関係河川におけるダムの放流状況に関する資料提出方、

菅田委員(社)より、被害の調査要領はどうか、農作物の被害に関する調査結果はいつころでるか、気象通報はどのような方法で市町村に流しているか、

中野委員(社)より、水害を大きくする原因となつたダム放水問題、気象台測候所の人員不足問題に対する措置、並びに被災地における物価騰貴に対する適切な指導方、

林委員(自民)より、罹災困窮者に対する道としての緊急措置はどうか、

村本委員(社)より、芦別ダム放水問題について調査を行なつているか、民間のダム管理に対する指導方針はどうか、芦別ダムの放水状況に関する資料提出方、

池田(信)委員(協)より、夕張川二股ダムの放流状況に関する資料提出方

等について質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、農務部次長、電気事業課長より答弁。

- ② 委員長より、7月集中豪雨災害に関する中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。派遣委員及び日程等については委員長一任とした、午後2時16分一旦休憩午後5時5分再開。
- ③ 委員長より、全国都道府県議会議長会の災害対策委員会に北海道も加入申し込みを行なうことについて諮

り、異議なくそのことを了承。なお、現地調査については次回委員会で決めることとした。

- ④ 委員長より、今後の委員会運営について連絡調整を図るため各党から理事1名あて出すことについて諮り、異議なくそのことに決定。次回委員会開催は、3日午前10時とすることとした。

○8月3日 午後零時57分、第1委員室において開議、午後3時25分散会、委員長 川口常一(自民)

- ① 委員長より、7月集中豪雨災害に関する中央折衝の経過について報告を求め、池田(信)委員(協)より第1班、橋本(正)副委員長(社)より第2班の報告があつた後、

林委員(社)より、川島開発庁長官が来道するが災害地視察を考慮しているかについて質疑があり橋本(正)副委員長より応答があつて異議なく報告を了承。

- ② その後の中央の情勢について副知事(中島)より、夕張二股ダムの放流状況について商工部長よりそれぞれ説明を聴取の後、

大石委員(社)より、芦別ダムの放流について最大流入量と最大流出量の時間が1時間半もくいちがつているのはどうしてか、放流通報の方法はどうなっているか、

山田委員(社)より、ダム操作規程では大雨に際しての配慮がなされていないのではないかと、

村本委員(社)より、芦別ダム放流問題について操作規程に違反しているがこれに対し注意を行なつたか、水量についての通報は具体的にやれないのか、北電のダム操作規程は変更させるべきではないか、今までこの規程を不備のままにしていたことにどう責任を感じているか、洪水における警察署の行政上の責任範囲はどうなっているか、

中野委員(社)より、機構上の問題として水害のおそれのある場合河川監視員などが直接ダム管理に立ち合うようなことを考えられないかと、

等について質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、土木部長、商工部長、河川課長、道警外勤課長より答弁。

- ③ 委員長より、水害対策に関する要望意見書を本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。なお、案文については委員長一任とすることとした。
- ④ 委員長より、水害地現地調査について諮り、次回委員会で決めることとした、次回委員会は、明日4日午前10時に開催することとした。

○8月4日 午後5時10分、第1委員室において開議、午後6時40分散会、委員長 川口常一(自民)

- ① 委員長より、水害対策に関する中央の情勢について説明を求め、総務部次長(高元)より説明を聴取の後、渡辺委員(社)より、現在の段階において道で措置したものと措置しようとしているものはどうなっているか、商工業者、中小炭鉱の災害対策資料がでていないのはどうしてか、

菅田委員(社)より、中央災害対策協議会に北海道の議員が入っているかについて質疑があり、総務部次長(高元)より答弁。

- ② 委員長より、7月集中豪雨災害対策に関する要望意見書の案文について諮り、異議なく原案のとおり決定。ついで中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。派遣委員及び日程等については委員長一任とした。

- ③ 委員長より、現地調査の日程、派遣委員等について諮り、異議なく配付の原案のとおりに決定。次回委員会は8月10日午前10時に開催することとした。

- ④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 上川支庁管内における災害対策について

上川支庁長

(2) 水害対策について

北海道土地改良事業団体連合会

○8月10日 午後1時35分、第1委員室において開議、午後4時50分散会、委員長 川口常一(自民)

- ① 林委員(自民)より、水害対策に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なく報告を了承。

- ② 委員長より、水害現地調査について報告を求め、第1班石狩胆振支庁管内は大久保委員(自民)、第2班後志支庁管内は奈良委員(自民)、第3班空知支庁管内は中野委員(社)、第4班、上川、日高支庁管内は大石委員(社)、第5班渡島、松山支庁管内は久米委員(自民)より、それぞれ報告があつた後、

橋本(正)副委員長(社)より、岩松、糠平ダム放水についての実態調査はどうか、

渡辺委員(社)より、災害救助法適用基準について二号による法適用を考えたか

等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、大石委員(社)より応答、災害消防課長より答弁があつて異議なく報告を了承。

- ③ 水害対策に関する道及び中央の情勢について副知事(中島)より説明を聴取の後、

渡辺委員(社)より、道の災害対策本部長が中央折衝に出ていないのはどうしてか、

村本委員(社)より、現在の時点における道の対策を明示してもらいたい、ダム調査について道営のものを含めて調査してもらいたい、

大石委員(社)より、市町村に対する災害復旧の技術

指導はどのようにしてやっているか、土木現業所の技師を被災地にどのように配置しているか等について質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)土木部次長より答弁。

④ 委員長より、次回委員会は17日午前10時開催することについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

7月集中豪雨による災害復旧に関する件

後志町村会長

寿都町の漁業施設災害復旧について

寿都町漁民代表

長沼町における災害復旧について

長沼町議会議長

○8月17日 午後1時25分、第1委員室において開議、午後5時14分散会、委員長 川口常一(自民)

① 山田委員(社)より、水害対策に関する中央折衝の経過について報告があつた。

② 奈良委員(自民)より、国会議員災害地視察団に同行して視察した経過について報告があつた。

③ 7月集中豪雨被害状況並びに道の災害対策要綱について副知事(中島)より、ダム流量及びえん堤操作規定並びに大江村赤井川橋の被害状況について土木部次長より、日高村における赤痢集団発生について衛生部長より、日高村における流木処理について森林企画課長よりそれぞれ説明を聴取の後、

大石委員(社)より、赤痢患者数より収容数が少ないが危険ではないか、保菌者が学校にとまり、便所や飲料水を利用したことに対し防疫処置をどつているか、電源開発工事飯場における検便には万全を期したか、流木による被害はどこで調べたものか、根株による被害はどこか、一貫した治山治水計画はいつまとまるのか、土地改良区で前回災害をうけ起債の償還が終らないうちに再度被害をうけたものがあるが、救助方法はないか、鷹泊ダムにおいて放流はどのように行なわれるのか、

渡辺委員(社)より、国有林、道有林の払い下げ価格をどのように考えているか、商工業者に対する復旧資金をどのように考えているか、災害救助法適用町村と適用していない町村との格差をどう措置するか、

村本委員(社)より、災害対策要綱に水防計画をもち込んであるか、治山治水応急対策を第3次総合開発計画におこむのか、建設省の治山治水10カ年計画との関係はどうなるか、

中野委員(社)より、浦臼町において河川改修事業が竣工式直前に流失してしまい町業者とも被害を被ぶつたが、これに対し救済方法はないか、

池田(信)委員(協)より、流木による被害については

道で営林署の責任を追求してもらいたい、家畜飼料対策等について値上り防止等をどのように考えているか、なたねの規格外等級をどう考えているか、

橋本(正)副委員長(社)より、流木によつて被害をうけた橋の復旧については営林局に無償で払い下げるよう折衝してもらいたい

等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、衛生部長、商工部長、農務部長、土木部次長、森林企画課長、福祉課長、商務課長補佐より答弁。

④ 空知支庁管内における炭鉱被害について空知支庁商工労働課長より説明を聴取。

⑤ 委員長より、水害対策に関する中央折衝について諮り、異議なく原案のとおり決定。

⑥ 委員長より、ダム現地調査並びに炭鉱の被害調査について諮り、異議なく原案のとおり決定。次回委員会開催は22日午後1時よりとした。

○8月22日 午後1時47分、第1委員室において開議、午後4時55分散会、委員長 川口常一(自民)

① 菅田委員(社)より、水害対策に関する中央折衝の経過について報告があり、

山田委員(社)より、中央の情勢ではどこが難点となっているかについて質疑があり、副知事(中島)より答弁。

② 委員長より、道内水害地ダム調査並びに炭鉱災害現地調査について報告を求め、ダム調査第1班は村本委員(社)より、第2班は橋本(正)副委員長より、炭鉱災害調査は中野委員(社)より、それぞれ報告があり、

大石委員(社)より、中小炭鉱に融資した場合償還の見通しはどうか、

菅田委員(社)より、月形においては18の橋梁が流失し又道路も欠壊して食糧その他生活物資の輸送が困難な実情にあるが対策はどうか、

渡辺委員(社)より、被害地に対する医師の増派、飲料水及び副食等に関する対策を速やかに講じてもらいたい

等について質疑、意見及び要望があり、中野(社)、奈良(自民)各委員より応答、副知事、保健予防課長より答弁。

② 流木による被害対策について林務部次長より大江村のアルミ橋破壊について道警交通課長よりそれぞれ説明を聴取の後、

山田委員(社)より、流木による被害について対象はどうなるか、アルミ橋破壊に関し重量制限10トンは最高安全度を指すのか、

渡辺委員(社)より、道有林道の被害について企業体が復旧する場合どのような配慮をするか、起債についてはどう扱うか、

村本委員(社)より、芦別ダムより大量の流木が流れ被害を助長したいと考えられるかどうか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、総務部次長(高元)、林務部次長、道警交通課長より答弁。

③ 委員長より、今後の委員会運営について会議規則第74条の規定により分科会を設置することについて諮り、異議なくそのことに決定。各分科会は明23日より3日間審議を行ない、次回委員会でその経過を報告することとした。

④ 委員長より、水害対策に関する中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 次回委員会開催は25日午後1時とした。

○8月25日 午後1時35分、第1委員室において開議、午後1時45分散会、委員長事故のため副委員長橋本正澄(社)

① 橋本(正)副委員長(社)より、委員長は三重県、愛知県における伊瀬湾台風災害復旧の状況調査のため、欠席した旨を述べ、ついで各分科会の審議経過について報告を求めた、第1分科会は中野主査(社)より、第2分科会は菅田主査(社)より、第3分科会は奈良主査(自民)より、それぞれ報告があり、異議なくこれを了承。

○8月28日 午後3時38分、第1委員室において開議、午後4時57分散会、委員長 川口常一(自民)

① 村本委員(社)より、水害対策に関する中央折衝経過並びに長野、三重、愛知県各県の水害対策状況について報告があり、異議なくこれを了承。

② 委員長より、各分科会における水害対策の審議経過について報告を求め、第1分科会は中野主査より、第2分科会は菅田主査より、第3分科会は奈良主査よりそれぞれ報告があり、異議なくこれを了承。

③ 委員長より、次回委員会開催は明29日午前10時とすることとした。

○8月29日 午後1時25分、第1委員室において開議、午後3時15分散会、委員長 川口常一(自民)

① 奈良委員(自民)より、応急復旧用木材の廉価あつせん問題に関連して国有林の払い下げについて災害発生時より20日以内に申請しなければならぬことになっているのに申し込み市町村がないが口頭で云々という規定の運用によつてこれからでも間に合うのか、どうか市町村が希望している復旧用材の数字はいくらか、渡辺委員(社)より、災害救助法適用外町村の復旧についてどう考えているか、水害対策に関する基本的方針はどうか、被災者に対する見舞金支給の意思があるのか、

池田(信)委員(協)より、災害査定に一貫性がなく復旧が困難となるが、この点どう考えているか、

大石委員(社)より、伊勢湾台風災害の特別立法を含め172の災害関係法規があるが、その中で北海道に適用できるもので適用されていないものがある、この点どう考えているか、国費工事及び市町村の貸付金等についての目的はどうか、道費立替えて工事を進める意思はないか、農業用水の確保についてどのように考えているか、災害に備え災害積立金の財政措置を考えているか、災害復旧工事について市町村に対する基本的指導方針はどうか、特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法に北海道が対象となっていない理由は何か、

菅田委員(社)より、これまでの応急措置は国から補助がない場合道の全額負担となるのか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、総務部次長(高元)、農地開拓部次長、森林企画課長より答弁。

② 委員長より、次回委員会は31日午後1時より開くこととした。

○8月31日 午後3時46分、第1委員室において開議、午後6時22分散会、委員長 川口常一(自民)

① 委員長より、各分科会の主査会議において水害対策要望事項をまとめた旨を述べ、これに対する審議に入り、

池田(信)委員(協)より、道費準用河川昇格基準について、5,000万円以上の被害をうけたものはすべて基準の対象となるのか、道有林、国有林の減額払い下げ措置は所在市町村となつているが、その他はどうなるのか、

大石委員(社)より、被害河川で準用河川昇格の基準ではねられた場合どうするか、水防資材の補てんに関する事項を要望事項に入れるべきでないか、水防法に関し水防計画の進捗状況はどうなつているか、

山田委員(社)より、中小炭鉱に対する融資ができない場合、失対事業の配慮を考えてもよいのではないか、

大久保委員(自民)より、弔慰金及び見舞金贈呈について他府県に前例はあるか

等について質疑があり、総務部次長(高元)、森林企画課長、河川課主任技師、財政課長補佐、議事事務局調査課次長より答弁。水害対策要望事項は各委員から出された意見をとり入れ一部修正を行なつた。

② 委員長より、今後の委員会運営及び要望事項の取扱い等について休憩して協議したい旨を述べ、午後5時58分休憩(休憩中要望事項の取扱いについては9月8日に正副委員長、各分科会主査が知事と折衝する、その結果を次回委員会に報告する。委員会の解散については次回委員会で検討する。なお中央情勢の把握につ

いては東京事務所と充分連絡をとるが、必要に応じて委員を派遣する。次回委員会は9月9日午後1時より開催する。）

委員長より、休憩中協議のとおりにとり進めることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○9月9日 午後1時58分、第1委員室において開議、午後4時20分散会、委員長 川口常一(自民)

① 奈良委員(自民)より、水害対策に関連して特殊緊急砂防事業費、公共土木施設災害復旧工事費及び農地農業用施設復旧工事費の交付に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なく報告を了承。

② 委員長より、臨時議案に提案する水害対策予算について理事者の説明を求め、副知事(中島)、財政課長、教育次長、社会課長、医務課長よりそれぞれ所管について説明を聴取の後、

大石委員(社)より、一般会計と特別会計の数字が合わないが何故か

について質疑があり、副知事(中島)より答弁。

③ 委員長より、先の委員会で決定した各要望事項の措置経緯について理事者の説明を求め、土木、建築関係について管理課長、河川課主任技師、建築部長より説明を聴取の後、

村本委員(社)より、ダムの警告はどのような内容でやるのか、について質疑があり河川課主任技師より答弁、ついで農林水産関係について、農務部長、農地開拓部長、林務部長、水産課長より説明を聴取の後、

山田委員(社)より、救農対策に関し一戸当りの予算はどの位になるか、

池田(信)委員(協)より、流失した農地の災害補助について何か行政措置でやれないものか、漁港災害復旧に関し、土砂の浚渫はどうか、

菅田委員(社)より、被災者個人の応急復旧のため国有林の減額払下げできないか、道有林の減額払下げの範囲はどうか、浅海漁場の被害調査はいつ終るか、また予算措置はどうか、

大石委員(社)より、救漁失対について日数などの基礎はどうか、

等について質疑があり、農地開拓部長、林務部長、漁政課長補佐、水産課長より答弁。ついで厚生、文教、商工鉱関係について、商工部長、社会課長、教育次長よりそれぞれ説明を聴取、ついで恒久対策治山治水関係、ダム関係について河川課長、河川課主任技師、農地開拓部長より、総括については総務部次長(高元)よりそれぞれ説明を聴取の後、

大石委員(社)より、日高村の赤痢発生状況及び岩知志ダムの流木の処理状況はどうか、

奈良委員(自民)より、浅海漁場の被害調査結果の資

料提出方

等について質疑及び資料要求があり、林務部長、医務課長、漁政課長補佐より答弁。

④ 委員長より、次回委員会は11日午後1時より開くこととした。

○9月11日 午後1時55分、第1委員室において開議、午後3時21分散会、委員長 川口常一(自民)

① 日高村における赤痢対策その後の状況について保健予防課長より説明を聴取の後、

大石委員(社)より、伝染経路は分つているかについて質疑があり、保健予防課長より答弁。

② 岩知志ダムの流木処理状況について森林企画課長より、浅海漁業資源の被害状況について水産課長よりそれぞれ説明を聴取の後、

大石委員(社)より、流木処理について関係者との協議はどのような方法でやるのか、

奈良委員(自民)より、救漁失対事業の要望町村は外にあるか、

村本委員(社)より、当初の被害金額と相当の差があるがどのような調査をしたのか、支庁で現地調査をやっているか

等について質疑があり、森林企画課長、水産課長より答弁。

③ 委員長より、水害対策予算の説明に入る旨を述べ理事者の説明を求め、農務部長、土木部次長、農地開拓部次長、森林企画課長、治山課長、財政課長補佐、福祉課長、工鉱業課主任技師よりそれぞれ所管の予算について説明を聴取、ついで総務部次長(高元)より、9月5日の集中豪雨による被害状況について説明を聴取の後、

大石委員(社)より、9月集中豪雨対策は前のものとあわせてやるのか、松山地方以外の地における被害状況の調査はどうか、9月豪雨災の中で7月豪雨災の復旧ができないため被害を大きくしたというものはないか、このようなものがある場合臨時議会において7月豪雨災に含めて措置しなければならないかどうか、

渡辺委員(社)より、災害救助法の発動状況はどうか、普通災害の取扱いでやるというが、不公平にならないか

等について質疑及び意見があり、総務部次長(高元)より答弁。

④ 委員長より、今後の委員会運営について休憩して協議したい旨を述べ、午後3時2分一旦休憩(休憩中、協議の結果委員長報告文については委員長一任とする、意見書案の発議方法については各常任委員長に了承を求め、各党幹事長会談で決めてもらうこととする、

請願、陳情の取扱いについては本委員会において審査することとし、審査の方法については委員長一任とすることに決定。)午後3時20分再開。

委員長より、今後の委員会運営については休憩中協議のとおり運営することについて諮り、異議なくそのことに決定。次回委員会は明12日午前10時より開くこととした。

○9月12日 午後零時57分、第1委員室において開議、午後5時30分散会、委員長 川口常一(自民)

① 橋本(正)副委員長(社)より、委員長は委員長報告の文案を検討しているその間代行する旨を述べ、7月集中豪雨水害対策に関する意見書の取扱いについては、各党幹事長会談の結果関係常任委員会で発議する取扱いとすることになった旨を報告、本委員会の存続については臨時道議会をもつて調査終了とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。次に9月5日、6日の豪雨災害の状況について、総務部次長(高元)より説明を聴取の後、

大石委員(社)より、松山支庁管内の被害額 485,000円とあるがこれは前の災害にプラスされた被害額とみてよいか、

渡辺委員(社)より、7月集中豪雨との関連で今回の被害はどのような方法でとらえたものか

等について質疑があり、総務部次長(高元)より答弁。

② 橋本(正)副委員長(社)より、委員長報告の文案について委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。陳情及び予算の審議については本会議終了後協議する旨を述べ、午後1時33分休憩、午後5時25分再開、

③ 委員長より、陳情及び予算案の審議について明日午前10時より委員会を開き、陳情の審査を行なつた後、議場において予算案の審議を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○9月13日 午前11時3分、第1委員室において開議、午後3時54分散会、委員長 川口常一(自民)

付託案件の審査

① 委員長より、議案第1号(昭和36年度北海道歳入歳出追加予算)、議案第2号(昭和36年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算)、議案第3号(昭和36年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算)、議案第4号(昭和36年度北海道夕張川二股発電事業会計追加更正予算)、議案第5号(北海道起債に関する件)、議案第6号(北海道起債議決変更の件)、議案第7号(北海道起債議決変更の件)、議案第8号(昭和36年7月の集中豪雨による被害中小企業者の復旧事業資金の融資保証に伴う中小企業信用保険法に基づく保険料の

補給に関する予算外義務負担の件)、議案第9号(昭和36年7月の集中豪雨による被害漁業者の緊急に必要とする資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件)、議案第10号(昭和36年7月の集中豪雨による被害市町村の施設の復旧等の用に供する道有林野産物の譲渡の特例に関する条例案)、を一括議題に供し、

渡辺委員(社)より、7月集中豪雨災害対策と関連し、9月発生水害復旧対策に対する見解、災害救助法適用市町村と適用外市町村との復旧施策均衡の問題、災害救助法に基づく基金積立条例と積立金の現況及び本制度活用に対する見解、本道における指定河川水防管理団体の名称及びその活動状況並びに管理状況、水防計画の有無、水防対策についての基本的態度、無人観測所の設置状況等について、

大石委員(社)より、救漁失対事業費予算の算定基礎及び賃金等における格差は正緊急災害事業補助率の年度割交付を低率にみた理由及び引上げ措置に対する見解、利水ダム農業用小規模土堰堤及び鉱山用各ダムの災害復旧対策並びにこれが施設管理の指導監督方法、道の出先機関及び各市町村からの災害状況報告のとり方並びに資料提出方法に対する指導再検討の問題、病害虫防除に対する助成についての具体的見解、農作物被害状況及び薬剤散布の確認並びに実施要綱作成の進捗状況、家畜飼料購入費助成に対する具体的措置及び災害により乳牛を手放した農家に対する救済措置、緊急災害未指定河川中常習被害河川に対する今後の対策、道内各河川計画の再検討に対する考え方、被害高校生の授業料免除等父兄負担軽減措置に対する見解等について質疑、意見及び要望があり、副知事(中島)、土木部長、水産部長、労働部長、農務部長、農地開拓部長、商工部長、教育長より答弁があつて付託案件に対する質疑を終結。

② 委員長より、付託案件に対する意見の調整については理事会において行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。次回委員会は明14日午前10時に開催することとした。

請願陳情の審査

陳情

第778号 株式会社水島組茶良瀬炭鉱及び中の峰炭鉱の災害復旧に対し補助等要望の件 (採 択)

第779号 織田鉱業株式会社異人沢鉱及び若鍋炭鉱の災害復旧に対し融資等要望の件 (採 択)

第780号 株式会社堀田鉄工所良字根炭鉱の災害復旧に対し融資等要望の件 (採 択)

第781号 中島建設株式会社紋平炭鉱及び中島炭鉱の災害復旧に対し助成等要望の件

(採 択)

- 第782号 三省鋳業株式会社奈井江鋳業所災害復旧
に対し助成措置等要望の件 (採 択)
- 第783号 砂川市における7月集中豪雨災害に伴な
う中小企業特別融資の件 (採 択)
- 第784号 上川支庁管内における7月集中豪雨災害
対策の件 (採 択)
- 第785号 泊村における7月集中豪雨被害対策の件
(採 択)
- 第786号 日高支庁管内の7月集中豪雨災害対策の
件 (採 択)
- 第787号 空知支庁管内における7月集中豪雨災害
対策の件 (採 択)
- 第788号 芦別市における7月集中豪雨災害対策の
件 (採 択)
- 第789号 長沼町における7月集中豪雨災害対策の
件 (採 択)
- 第790号 空知地区における7月集中豪雨災害対策
の件 (採 択)
- 第791号 空知地区における7月集中豪雨災害対策
の件 (採 択)

○9月14日 午後3時28分、議場において開議、午後3時
35分散会、委員長 川口常一(自民)

付託案件の審査

議案第1号ないし第10号を一括議題に供し、
大石委員(社)より、1. 9月5日、6日発生 of 豪雨災害に
対しては7月豪雨災害対策における復旧措置との関連に
おいて早急に対策を講ずるとともに特に関連災害地の復
旧について配慮すること。2. 災害救助法ま用外市町村
に対しては同法適用市町村に対する援護措置との均衡に
おいて配慮すること。3. 緊急災害復旧事業費補助の年
度別交付については今次災害の実態並びに本道の特殊性
にかんがみ5.3.2の比率をもつて措置されるよう善処
すること。4. 災害救助基金の積み立てについては、積み
立てを完全実施するとともに、その活用について検討す
べきであること。5. 各河川整備計画については、既計画
短縮等の再検討を行ない、災害発生常習河川の対策を早
急に措置すべきであること。6. 各種目的別ダムについ
てはダム管理及び保全対策について、それぞれ関係機関
の善処措置を求めるとともに特に老朽ダムの維持補修及
び放流等の管理に対し指導措置を講ずべきであること。

以上6点を要望事項として委員長報告に加えてもら
いたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立これを諮つて
異議なくそのことに決定、議案第1号ないし第10号を原
案のとおり可決することについて諮り、異議なくそのこ
とに決定。委員長報告文については委員長一任と決定の
後、委員長より付託案件に対する審議終了の挨拶を述べ
た。

第 1 分 科 会

○8月23日 午後1時31分、第3委員室において第1分科
会を開議、午後1時51分散会、主査 中野与
作(社)

- ① 林臨時主査(自民)より、主査互選の方法について諮
り、渡辺委員(社)より指名推選の方法により、中野委
員(社)を主査とされたい旨の動議を提出、賛成あつて
動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定。
- ② 月形鋳業所関係の被害処理状況について総務部次長
(高元)より説明を聴取の後、
渡辺委員(社)より、町村別鋳山工場関係被害状況並
びに先般道議会で現地調査した中小炭鋳以外の炭鋳関
係被害状況について資料提出要求があつた。
- ③ 中野主査より、次回分科会は明24日午前10時より開
催することとした。

○8月24日 午前11時20分、第3委員室において第1分科
会を開議、午後2時46分散会、主査 中野与
作(社)

- ① 工鋳業課長補佐より、7月集中豪雨による中小炭鋳
被害状況について、また商務課長補佐より、商工業関
係被害状況についてそれぞれ説明を聴取の後、
渡辺委員(社)より、災害救助法を適用した市町村と
適用しない市町村に対する援護措置の格差是正をどの
ように考えているか、中小商工鋳業者に対する資金融
資について災害援助を受けない者はどうするか、資金
融資のみでなく積極的に対策を講ずる考えはないか、
私設の道路橋梁等で公共性をもっているものの復旧を
どのように考えているか、災害復旧資材確保の見通し
はどうか、中小工鋳業者に対する資金の確保及び斡旋
の状況はどうか、復旧資材について被害市町村に対し
どのような手を打っているか、泊村茅炭炭鋳について
先に衆院調査団の中野団長が資金獲得の目途がついた
といっているが道は聞いているか、民生部関係で生業
資金の市町村貸付推計はできたのか、貸付限度につ
いて特別の措置を講じるのか、

森委員(自民)より、中小商工業者に対する資金融資
について貸付期間の起算及び据置期間はどうか、
また保証人は何人必要か、

中野主査より、中小商工業者に対する資金融資の見
通しはどうか、罹災証明書はすでに各市町村に通達し
ているか

等について質疑、意見及び要望があり、商工部長、総
務部次長(高元)、社会課長、環境衛生課長、商務課長
補佐、工鋳業課長補佐より答弁。

- ② 中野主査より、月形炭鋳の現地調査については、分

科会散会后理事者と協議する旨を述べた。

○8月26日 午前10時28分、第2委員室において第1分科会を開議、午前11時2分散会、主査 中野与作(社)

① 中野主査より、地方税、使用料、手数料等の減免による減収補てん並びに災害対策費の財源として市町村の特別交付税の要請額はまとまっているか、

林委員(自民)より、市町村に対するつなぎ資金の措置はどうなっているのか

等について質疑があり、総務部次長(高元)より答弁。

② 月形町における飲料水確保の状況について環境衛生課長より説明を聴取の後、

中野主査より、濾過器はどこのものか、

渡辺委員(社)より、公共団体以外のものが管理している水道の災害復旧は34年8月の災害特別措置法との関連においてどうなるか

について質疑があり、環境衛生課長より答弁。

③ 7月集中豪雨鉱業関係被害状況について工鉱業課長より説明を聴取の後、

大久保委員(自民)より、上ノ国村今井鉱山の被害状況に関連して会社の経営内容及びこの被害の会社に及ぼす影響並びにその対策はどうか、

渡辺委員(社)より、夕張管内の炭鉱被害状況に関する資料の中で備考欄にのっていないものは自己資金でやるのか

等について質疑があり、工鉱業課長補佐より答弁。

④ 世帯更生資金貸付問題について福祉課長より説明を聴取の後、

中野主査より、今回の災害が世帯更生資金の平常貸付にしろ寄せはないか、

渡辺委員(社)より、災害特例については手を打っているか、伊勢湾台風及びチリ地震の場合における利子補給、償還延期はどのようになっているか、応急仮設住宅設置状況及び事業進捗状況、資金枠の用途、生活保護世帯の取扱い状況等について資料提出方

等について質疑及び資料提出要求があり、福祉課長より答弁。

⑤ 中野主査より、本委員会に対する分科会の報告については主査に一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

第2分科会

○8月23日 午後2時26分、第2委員室において第2分科会を開議、午後3時5分散会、主査 菅田邦夫(社)

① 蒔田臨時主査(自民)より、主査互選の方法について諮り、池田(信)委員(協)より指名推薦の方法により菅

田委員(社)を主査とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定。

② 菅田主査(社)より、今後の分科会運営について休憩して協議する旨を述べ、午後2時30分一旦休憩、午後3時4分再開、休憩中協議のとおり、各部毎に資料を提出してもらい、林務、文教、水産、農務、農地開拓の順で審議を進めることについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 次回分科会は明24日午前10時より開議することとした。

○8月24日 午後1時40分、第3委員室において第2分科会を開議、午後5時10分散会、主査 菅田邦夫(社)

① 水産部関係の被害状況並びに水害対策について、水産課長より説明を聴取の後、

池田(信)委員(協)より、浅海漁場被害の第2回調査はいつころ終了するか、救漁失対事業には地元漁民を優先させるべきでないか、

松平委員(自民)より、漁港災害復旧は国にばかりたよらず道費でも早急に行なうべきではないか、

菅田主査(社)より、豊浦漁港の復旧について根本的な河川改修等をやるべきではないか

等について質疑及び意見があり、漁政課長、水産課長より答弁。

② 教育委員会関係の被害状況並びにその対策について教育次長より説明を聴取の後、

池田(信)委員(協)より、公立学校災害復旧国庫補助対象外の学校に対しては道費で負担してもらいたい、被災者収容学校の衛生管理には万全を期してもらいたい、

菅田主査(社)より、公立学校災害復旧国庫補助金の申請は伊勢湾台風の特例による率で申請すべきでないか、水害による死亡した学童に対し、教育委員会として弔慰金を出す方法はないか

等について質疑及び要望があり、教育次長より答弁。

③ 林務部関係の被害状況並びにその対策について森林企画課長より説明を聴取の後、

池田(信)委員(協)より、治山10カ年計画を短縮して実施するよう検討すべきではないか、市町村の橋梁復旧に対し道有林を安く払い下げてやるべきでないか等について質疑があり、森林企画課長、治山課長より答弁。

④ 菅田主査(社)より、次回分科会は明日10時より開くこととした。

○8月25日 午後2時5分、第3委員室において第2分科会を開議、午後5時散会、主査 菅田邦夫(社)

- ① 林務部関係の提出資料について森林企画課長より説明を聴取の後、

池田(信)委員(協)より、災害復旧用材について国有林の払い下げは20日すぎてからでは措置できないか、隣接市町村の定義及び取扱いはどうか、薪炭材の取扱い価格について道有林の場合どう措置するか、

- 菅田主査より、国有林の払い下げについて口頭でもよいという項を運用して国に交渉することができないか、国有林払い下げの制度について道の指導が欠けていたのではないかと

等について質疑、意見及び要望があり森林企画課長より答弁。

- ② 農務部、農地開拓部関係の被害状況及びその対策について農務部長、農地開拓部長より説明を聴取の後、

池田(信)委員(協)より、農薬散布に対する助成について国の見通しが困難だというのはなぜか、かんがい用ダムの管理についてこれを機会に共通した管理制度を作るべきではないか、低位泥炭畑作地帯は水田にかえていくべきと思うがどうか、土地改良区のかんがい用水施設に対する災害補助はどうか、農地流失に対する補償はどうか

について質疑及び要望があり農務部長、農地開拓部長より答弁。

- ③ 菅田主査(社)より、次回分科会は明日午前10時より開くこととし、今まで審議してきたことをとりまとめた旨を述べた。

○ 8月26日 午後零時35分、第3委員室において第2分科会を開議、午後1時40分散会、主査 菅田邦夫(社)

- ① 菅田主査(社)より、休憩して昨日まで審議してきたものを要望事項としてとりまとめた旨を述べ、午後1時5分休憩(休憩中、事務局でとりまとめた要望事項について検討を加え一部修正して本委員会に対する報告書を決定した。)午後1時35分再開、
② 菅田主査(社)より、休憩中協議したとおり委員会に報告することについて諮り、異議なくそのことに決定。

第3分科会

○ 8月23日 午後1時20分、各派交渉室において、第3分科会を開議、午後3時16分散会、主査 奈良敬蔵(自民)

- ① 岩本臨時主査(自民)より、主査互選の方法について諮り、大石委員(社)より指名推せんの方法により奈良委員(自民)を主査とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定。
② 奈良主査(自民)より、第3分科会の審議事項を休憩して協議したい旨を述べ、午後1時24分一旦休憩、(休

憩中の協議事項、建築関係 1. 公営住宅被害について 2. 再建資材確保について 3. 起債、補助の問題について、道路関係 1. 緊急災害復旧について、2. 市町村負担復旧事業費に対する起債措置について 3. 災害復旧は原形復旧でなく恒久的改良復旧とすることについて 4. 公共土木施設にかかる採択基準の引下げと補修工事に対し国費または道費による助成措置について 5. 復旧資材の問題について 6. 公共法を有している会社橋の災害復旧について、河川関係 1. 石狩川治水工事の早期完成と予算増額について、2. はんらん中小河川の災害対策工事施行について、3. 揚水施設、排水施設、逆水門等の完備について、4. 水防法に基づく水防計画の樹立について、5. 河川整備10カ年計画の再検討について、ダム関係 1. 洪水調節ダムの早期完成について、2. えんてい操作規程の再検討について、3. ダム施設調査の実施について)午後3時15分再開、

奈良主査(自民)より、休憩中協議した事項について資料の整備を行ない、明日午後1時より審議することとし資料の提出方を要求した。

○ 8月24日 午後1時42分、各派交渉室において、第3分科会を開議、午後4時21分散会、主査 奈良敬蔵(自民)

- ① 奈良主査(自民)より、建築部関係の問題について休憩して協議する旨を述べ、午後1時43分休憩、(休憩中建築部並びに土木部提出資料について説明を聴取し協議した。)午後4時20分再開。
② 奈良主査(自民)より、休憩中の協議事項について資料を整備すること及び次回分科会は26日午前10時より開くこととした。

○ 8月26日 午前10時45分、各派交渉室において、第3分科会を開議、午後零時49分散会、主査 奈良敬蔵(自民)

- ① 奈良主査(自民)より、分科会としての意見のとりまとめを休憩して協議したい旨を述べ、午前10時46分休憩、(休憩中 建築関係、1. 災害向第2種公営住宅の割当について、2. 復旧用木材の廉価斡旋について、3. 小災害復旧に対する起債の充当について、道路関係 1. 緊急災害復旧費の増額配付について、2. 原形復旧でなく恒久対策を含めた改良復旧とすることについて、3. 緊急災害に対する補助年度割の改訂について、4. 復旧資材確保について、5. 公共性を有する一般土木施設災害の採択について、河川関係 1. 石狩川治水工事早期完成と増額について、2. はんらん中小河川の災害対策工事施行について、3. 揚水施設排水施設、逆水門等の完備について、4. 水防法に基

づく水防計画整備について、5. 河川整備10カ年計画の再検討及び5カ年に短縮することについて、ダム関係 1. 今後築造されるダムに洪水調節能力を付与することについて、2. えんてい操作規定の整備について、3. 既設ダム施設の調査実施について、)午後零時48分再開。

奈良主査(自民)より、休憩中協議したとおり意見のとりまとめを行なつて報告書を作成することとし、ダム関係の問題については明日再び分科会で協議する旨を述べた。

○8月28日 午後1時15分、各派交渉室において、第3分科会を開議、午後3時3分散会、主査 奈良敬蔵(自民)

- ① 奈良主査(自民)より、本委員会に対する報告書案を休憩して検討したい旨を述べ、午後1時16分休憩、(休憩中、先にとりまとめた意見について報告書案を整理検討を行なつた。)午後3時2分再開。
- ② 奈良主査(自民)より、休憩中協議したとおり本委員会に報告することについて諮り、異議なくそのことに決定。



全国都道府県議会議長会

○9月1日 都道府県会館において臨時会を開催、建部東京都議長を議長に選任したのち、中村災害対策委員長及び佃地方制度調査委員長よりそれぞれ経過報告があり、次いで次の事項を協議決定し、関係方向に要望することとした。

なお、本臨時会に先立ち8月31日地方制度調査委員会が開かれ、本臨時会の議題に直接関係ある事案について検討が行なわれ、また臨時会当日の午前幹事会が開かれ本会議の議案等について協議した。

- 1 昭和36年度補正予算並びに昭和37年度予算編成に関する財政要望について
- 2 地方公務員の統一年金制度について
- 3 旱害対策に対する国庫補助金の交付方について
- 4 産炭地域振興対策について
- 5 水資源二法案に対する要望について

○8月1日 都道府県会館において災害対策委員会を開催、今後の方針について協議の結果、来るべき臨時国会での関係法律の成立に重点を置き、適切所要の運動を行なうこととし、運動方法及び法律制定の際における臨機の措置は会長に一任することとした。

地方6団体地方財政確立対策協議会

○9月13日 都道府県会館において開催、内山神奈川県知事を座長に推し、8月28日の協議会で決定した昭和37年度予算編成に関する要望書の修正並びに税制改正に対する地方6団体としての共同意見について協議の結果、いずれも原案のとおり決定し、関係方面に要望することとした。

9月のメモ

- 1 ○閣議、新官庁都市建設を決定。
- 2 ○川島道開発庁長官、道開発の再検討を指示、新目標に経済向上。
- 4 ○札幌通産局、鉛工業10カ年計画発表。年10.4%の伸び札、樽、室、苫など中核工業地帯を造成。
- 5 ○道企画部、積雪寒冷による増加生計費の調査を発表、標準地（東京、横浜平均より4万円多い）燃料被服で8.3%しめる。
- 8 ○労働省、35年婦人労働白書発表、雇用ふえ賃金も上昇技術革新で新分野開く。
○道、移出入白書まとめる高い本州依存、工業部門の低位性目立つ。
- 11 ○道の水害対策案きまる。総額14億7,000万円、見舞金支給認める。
○道総合開発委国土保全分科会、第2期計画の国土保全計画案をまとめる1,013億円を投入河川改良に重点。
- 12 ○道教委、学力調査校決める。札幌高など95校。
○道総合開発委運輸通信分科会第2期計画の運輸通信計画案をまとめる。事業費7,360億円道路網の充実図る。
- 14 ○8月の国際収支戦後最高の赤字見込、1億1,000万ドル、(経常取引)対米輸出などで伸び悩む。
- 15 ○道総合開発委第1次産業部会、第2期道総合開発第1次産業計画案なる。農業生産2.3倍、林業は1.2倍に沿岸漁家の安定をはかる。
- 16 ○経済閣僚会議で輸入担保率引き上げを決定、最高35%18日より実施。
○台風18号阪神に上陸、大阪湾に高潮、死者82名。
- 18 ○西独連邦議会総選挙開票、キリスト教民主同盟過半数とれず。
○ハマースヨルド国連事務総長アフリカで墜落死す。
○大雪山に初雪。
- 19 ○運輸省、民間航空白書を発表。
- 20 ○第16回国連総会議長にアフリカチュニジア代表、スリム氏を選出。
○通産省、本年度下半期外貨予算編成方針まとめる、総額36億ドル。
- 21 ○厚生省来年度小児マと緊急対策決める。
- 24 ○大相撲秋場所、大鵬優勝。
- 25 ○第39臨時国会開く、会期37日間と決定。
○行管、水産行政の改善で勧告、実情に合わせ振興策、沿岸漁業所得向上より激減防げ。
○札幌通産局、工業用水道10カ年計画まとめる、全道で12カ所総工費330億。
- 26 ○政府、貿易自由化促進計画きめる、明年10月8日に90%。
○文部省第6回学力テスト実施。
○道総合開発企画部、離島振興対策による経済効果の調査まとめる、2.3次産業伸びる、凶漁で所得総額は低下。
- 28 ○日銀、公定歩合1厘引き上げを決める。準備率、高率適用も29日より実施。
○経済企画庁、35年度国民所得総計を発表、国民総生産14兆5,604億円、経済成長実質で13.4%。
○道教委、高校急増対策を発表、公立新設は8校(工業5、普通2、商業1)学級増156、40年までに実現。
- 29 ○フ首相、池田首相に書簡、領土問題解決ずみ、日本の主張緊張招く。
○農林省、35年度の農村水準発表、前年度より7.5%上昇都市と農村の格差縮小。
○総合開発委第3次産業部会、第2期第3次産業振興計画案まとめる、45年度の生産所得7千億円をこす、地場中小商業の育成を図る。
- 30 第3回定例道議会開く。

昭和36年10月20日発行

北海道議会時報 (第13卷
第10号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局